

令和7年度「地域内エコシステム」リビングラボ事業

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のための
ガイドライン」の運用に関する実態調査
成果報告書

令和8（2026）年3月

一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会

目次

1. 事業の目的	- 4 -
1.1.事業の目的.....	- 4 -
1.2.これまでの調査や支援	- 4 -
2. 本年度の事業（概要）	- 6 -
3. アンケート調査	- 7 -
3.1. アンケート調査の結果	- 9 -
3.1.1.アンケートの概要（照会と回答の状況）	- 9 -
3.2.認定団体と認定事業者（認定件数）	- 11 -
3.2.1.認定団体数	- 11 -
3.2.2.認定事業者数と件数.....	- 11 -
3.2.3.認定団体の運営体制.....	- 11 -
3.2.4.認定審査員	- 12 -
3.2.5.認定団体の認定規模.....	- 13 -
3.2.6.業態別の認定事業者.....	- 14 -
3.3. 認定団体による GHG 認定への対応	- 15 -
3.3.1. GHG 関連情報伝達のための制度普及と支援	- 15 -
3.3.2. GHG 認定に向けた自主行動規範・認定実施要領.....	- 16 -
3.3.3.GHG 認定への更新方法	- 17 -
3.3.4.GHG の事業者認定.....	- 17 -
3.3.5. GHG 対応認定の認定料	- 18 -
3.4.事業者認定に伴う情報の公表	- 20 -
3.4.1.自主行動規範の公表	- 20 -
3.4.2.認定実施要領の公表	- 21 -
3.4.3.認定事業者の公表.....	- 22 -
3.4.4.公表のための取扱実績報告	- 23 -
3.4.5.取扱実績報告の取りまとめの公表	- 24 -
3.5. 認定事業者の支援や審査	- 25 -
3.5.1.認定事業者へのフォローアップ状況.....	- 25 -
3.5.2.立入検査の実施状況	- 28 -
3.5.3.認定取消の状況	- 29 -
3.5.4.「新規認定」における現地審査.....	- 31 -
3.5.5.「認定更新」における現地審査.....	- 31 -
3.6.認定費用の徴収.....	- 32 -

4. 証明ガイドラインの適正な運用に向けた講習会の実施	- 33 -
4.1.証明ガイドラインの適正な運用とその理解の推進.....	- 33 -
4.2.認定団体向け講習会の開催	- 33 -
4.3.認定団体による研修会開催への支援.....	- 34 -
4.4 現地指導.....	- 35 -
5. その他.....	- 37 -
5.1. 相談窓口の対応.....	- 37 -
5.2.GHG 情報伝達のための解説書の更新.....	- 37 -
6. 令和7（2025）年度の実態調査から.....	- 38 -
謝辞.....	- 40 -
資 料.....	- 41 -
1 アンケート	- 41 -
(1) 事前アンケート.....	- 41 -
(2) 2025 定例アンケート.....	- 45 -
2 講習会の講習資料.....	- 50 -
(1) 認定団体講習会の案内	- 50 -
(2) 認定団体講習会の次第	- 52 -
(3) 認定団体講習会 資料 2	- 53 -
(4) 認定団体講習会 資料 3	- 60 -

1. 事業の目的

1.1.事業の目的

平成 24（2012）年から再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度（FIT 制度）が始まった。木質バイオマス発電に関しては、燃料材の由来によって買取価格が異なることから、燃料材の調達については林野庁が同年に策定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下、「証明ガイドライン」という。）が適用されている。

証明ガイドラインでは、発電に使用する間伐材等由来及び一般木質由来の燃料材に対しては、その由来を明らかにする証明書を付すことを求めている。さらに証明書では、燃料材を取り扱う事業者を業界団体等が認定団体となって認定することにより、事業者の燃料材の分別管理等の適切な取扱いを担保する方法を採用している。

このため、証明ガイドラインの適正な運用を確保する上で、業界団体等が燃料材の取引状況を把握し、燃料材取扱い事業者への指導を行うことが必要である。合わせて、業界団体等による適正な運用を支援するために、国及び第三者機関が認定団体等への証明ガイドラインの周知及び運用状況についての事例調査等が必要となる。

当協会では、令和 7 年度において、林野庁の補助事業である「地域内エコシステム」リビングラボ事業により、「証明ガイドラインの運用に関する実態調査」として 証明ガイドライン周知のための講習会（認定団体向け講習と認定団体による指導の支援）、認定団体へのアンケート調査、認定団体等からの相談対応、認定団体が行う地域研修会の支援など通じての証明ガイドラインの運用に関する実態調査を実施した。

1.2.これまでの調査や支援

<平成 27（2015）～平成 29（2017）年度> 「木質バイオマス利用支援体制構築事業」

- 平成 27（2015）年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業により、①認定団体及び認定事業者の量的把握、②3 県を対象とする事例調査を実施した。
- 平成 28（2016）年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業（燃料の安定供給体制の強化等）により、①認定団体に対する証明ガイドラインの運用状況に関する調査、②10 県を対象とする現地調査を実施した。これらの調査を踏まえ、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という。）を作成した。さらに、作成した運用マニュアルを基に認定団体等を対象とする講習会を 2 回開催した。
- 平成 29（2017）年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業（燃料の安定供給体制の強化）により、①認定団体及び認定事業者の量的把握の更新作業、②全国 11 箇

所において、研修会に参加して運用マニュアルに基づく解説を実施、③8県を対象とする事例調査を実施した。

なお、平成29（2017）年7月4日には、総務省から証明ガイドラインの運用状況を対象とする「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」の報告書が公表され、証明ガイドラインが適切に運営されていないとの指摘と証明ガイドラインの適切な運用及び周知徹底を図るよう勧告された。このため、事例調査の実施に当たっては、同勧告に対応できるよう調査内容の設計を行った。

<平成30（2018）～令和6（2024）年度>

平成30（2018）年度からは「地域内エコシステム」サポート事業として、①各年度における認定団体の現状確認、②確認した認定団体を対象とする活動状況に関する調査の実施、③認定事業者の規模別把握と認定事業者のリスト化及びその更新、④伐採段階から発電所までの木質バイオマスのサプライチェーンにおける証明の連鎖及び認定団体の活動状況の確認等を目的とした事例調査、⑤証明ガイドラインの周知のための研修会に継続的に参加し講習を行った。

さらに令和5（2023）年度からは、「地域内エコシステム」リビングラボ事業として、認定団体による認定事業者への指導が適切に実施されることを目指して、認定団体が認定事業者に研修を行うための証明ガイドラインの講習会を実施している。その講習会では、認定団体が認定事業者に対して説明を行う際に活用可能な資料も提供している。一方で、認定団体による研修会の状況を把握したり、研修会の支援のために認定団体が開催する研修会や現地調査にも参加したりした。

※ 本成果報告での講習会等の用語

「講習会」、「説明会」、「研修会」などの類似する呼称について、個別の名称や別途説明がない場合には、日本木質バイオマスエネルギー協会が認定団体に対して開催するものを「講習会」とする。また、認定団体、都道府県などが認定事業者に対して開催するものを「研修会」とした。

2. 本年度の事業（概要）

証明ガイドラインの運用に関する実態調査は従来から2本の柱で構成されている。一つは、証明ガイドラインに関する認定団体を対象とした講習会の開催、もう一つは、証明ガイドラインの適切な運用に関する実態調査である。

令和7（2025）年度においては、証明ガイドラインの運用状況を令和7（2024）年6月末時点で確認していた141の認定団体を対象として、講習会については8月5日に実施し、実態調査については、講習会の開催に向けた事前アンケート調査（6月25日～7月25日）及び定例のアンケート調査（8月15日～9月12日）という形で実施した。

証明ガイドラインに関する講習会については、認定団体が自ら認定事業者に対して研修会を行うことを前提として、認定団体による研修を支援するための認定団体向けの講習会を8月5日（火）にWeb（Teams）方式で開催した。その際に認定団体が認定事業者に対して実施する研修会の際に活用できる資料を作成し、講習会において解説し提供するとともに協会ホームページに公開した。

さらに、認定団体による認定事業者への研修会等の活動を把握し、情報提供や研修会での質疑応答等をサポートするため、認定団体が実施する研修会（山形県、滋賀県、兵庫県、鹿児島県）にも参加した。加えて、研修会への訪問に合わせて研修会主催の認定団体との意見交換や現場訪問、関係書類の確認など認定団体や認定事業者への指導支援を行った。

また、リビングラボ事業で開設している「相談窓口」においても、多くの証明ガイドラインの運用に関する問い合わせがあり、これに対応をした。

加えて、令和6（2024）年4月にライフサイクルGHG（以下、「GHG」という。）算定制度の導入に関する証明ガイドラインの改正が行われ、令和8（2026）年4月から本格的に実施される発電施設でのGHG算定に向けた燃料供給側の情報伝達システムが明確にされた。また、令和7年4月には、算定に用いるGHG排出量の既定値についての改訂が行われた。このため、当協会においても、燃料材の由来証明において、GHG情報を伝達することに関する解説書「木質バイオマス発電に係るGHGに関する基準の適用制度について」を改訂し、印刷物を認定団体等に提供するとともにホームページにも掲載するなど制度の周知に努めた。

3. アンケート調査

証明ガイドラインに係る認定団体・認定事業者については、平成 27（2015）年度「木質バイオマス利用支援体制構築事業」において現状把握を行い、これまで継続的にその把握に努めている。

平成 29（2017）年度以前は、インターネットでの検索調査により新たな認定団体を把握した。

平成 30（2018）年度以降は、既知の認定団体へのメールによる調査依頼を基本として、認定団体活動に関する情報を収集した。

令和 5（2023）年度は、138 の認定団体に対してアンケート調査への回答を依頼し、積極的に回答を求めたことにより 136 の認定団体から回答を得ることができた（回答率 98.6%）。

令和 6（2024）年度は、アンケート調査項目を重要度の高い①認定事業体の取扱い実績報告とその取りまとめの公表、②GHG 情報伝達に向けた認定等の対応状況などに限定した上で認定団体向け講習会の参加申し込みに合わせて実施した。

以上のような調査の実施状況を踏まえて、令和 7（2025）年度は、改めて林野庁と協議を行い、従来の調査項目と同様の内容でアンケート調査を実施した。なお、そのアンケート調査に先立ち、認定団体向け講習会での解説を目的として喫緊の課題である GHG 認定の取組状況に関する事前アンケート調査を実施した。

令和 7（2025）年度のアンケート調査の概要は、**表 1-1** 及び **表 1-2** のとおりである。また、巻末資料にアンケートの調査様式を掲載した。

表 1-1 事前アンケート調査

調査対象	バイオマス証明ガイドラインの認定団体
調査方法	回答フォーム(Fomzu) への回答 (認定団体説明会8/5の出席案内と併せて照会)
調査期間	2025年6月26日～7月25日 (金)
設問	設問3-1：GHG認定の支援活動状況 設問3-2：GHGの認定のための自主行動規範等の対応状況 設問3-3：認定番号の記号（一般認定） 設問3-4：GHG認定の更新方法 設問3-5：現在の認定関数（GHG認定を含むすべて） 設問3-6：GHG認定に伴う公表等 設問3-7：GHG認定に伴う認定料

表 1-2 定例のアンケート調査

調査件名	2025バイオマス証明ガイドラインの運用に関する調査
調査対象	バイオマス証明ガイドラインの認定団体
調査方法	回答フォーム(Fomzu) への回答
調査期間	2025年8月15日～9月12日
設問	大問1：回答者の情報 大問2：認定した事業者の情報 大問3：認定に伴う情報の公表状況 大問4：認定事業者の支援や指導 大問5：認定の現地審査 大問6：認定料の徴収

3.1. アンケート調査の結果

3.1.1. アンケートの概要（照会と回答の状況）

これまでのアンケート調査を行った対象認定団体数と回答数は表 2 のとおりである。

認定団体については、平成 27（2015）年度「木質バイオマス利用支援体制構築事業」により把握をはじめてから、平成 29（2017）年度までにインターネットの検索などの調査により把握している。なお、令和元（2018）年度以降は、既知の認定団体に対してメールによるアンケート調査を依頼することを基本としてきた。なお、令和 6（2024）年度は調査内容を一部簡略化した形で実施した。

令和 7（2025）年度は、従来の調査項目に加え GHG に関する項目を追加してアンケート調査を行った

表 2 これまでの調査と回答状況

実施年度	調査票発送数	調査票回収数	
2015年度	133	114	85.7%
2016年度	134	124	92.5%
2017年度	138	126	91.3%
2018年度	142	115	81.0%
2019年度	142	131	92.3%
2020年度	142	117	82.4%
2021年度	142	120	84.5%
2022年度	142	128	90.1%
2023年度	138	136	98.6%
2024年度	141	114	80.9%
2025年度 (事前調査)	141	131	92.9%
2025年度 (定例調査)	141	115	81.6%

2024年度は、講習会参加申し込みと併せて簡易なアンケートとした。

3.2. 認定団体と認定事業者（認定件数）

3.2.1. 認定団体数

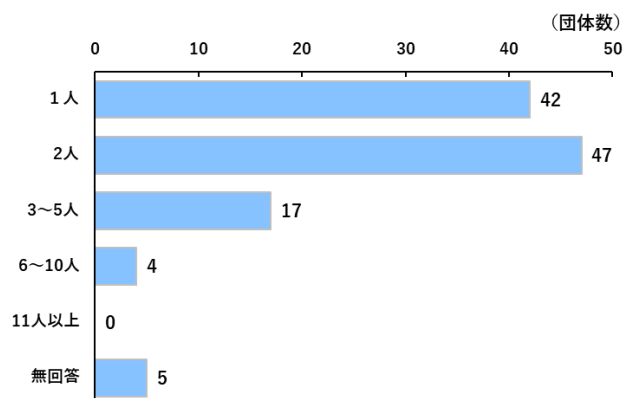
令和7（2025）年度に認定団体として確認されたのは、**141 団体**であった

3.2.2. 認定事業者数と件数

アンケート調査において回答のあった 115 認定団体（うち 6 団体は認定実績なし）が認定している認定事業者数は、**6,206 事業者**であった。なお、事前アンケート調査に回答のあった 130 認定団体（うち 8 団体は認定実績し）の認定件数は、**7,804 件**であった。（認定件数は、認定事業者数でなく 1 社が複数の認定を受けている場合がある。）

3.2.3. 認定団体の運営体制

認定団体における証明ガイドラインの運用体制を把握するため、人員配置について調査をした。認定団体において証明ガイドラインの運営に関わる職員は、8 割以上が 1 人ないし 2 人となっており、限られた人数で業務を実施していることが理解できる（**図 1**）。また、これまでの現地調査等からみても、多くの認定団体の担当者は証明ガイドライン以外の事業との兼務であり、認定団体の役員が担当者として対応している事例も多い。



(n=115 単数回答)

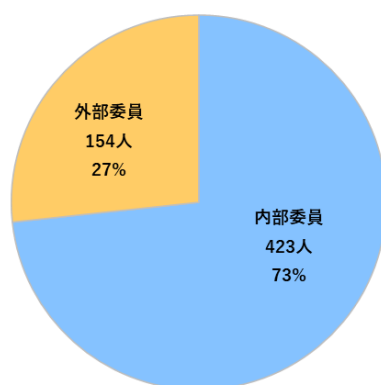
図 1 認定団体の運営体制

3.2.4.認定審査員

認定団体が事業者を認定する際の審査委員会における委員の属性と設置人数を調査した・回答のあった 107 認定団体における委員の総数は 577 人で、1 団体当たりの平均審査委員数は 5.3 人だった（表 3）。合わせて、認定団体の内部委員と外部委員の割合を図 2 で示した。

表 3 審査委員の人数別内訳

	委員数	内部委員	外部委員
		団体数	団体数
1	0 人	5	30
2	1 人	23	8
3	2 人	20	26
4	3 人	12	9
5	4～5 人	25	8
6	6～10 人	16	2
7	11人以上	6	1
	総計	107	84

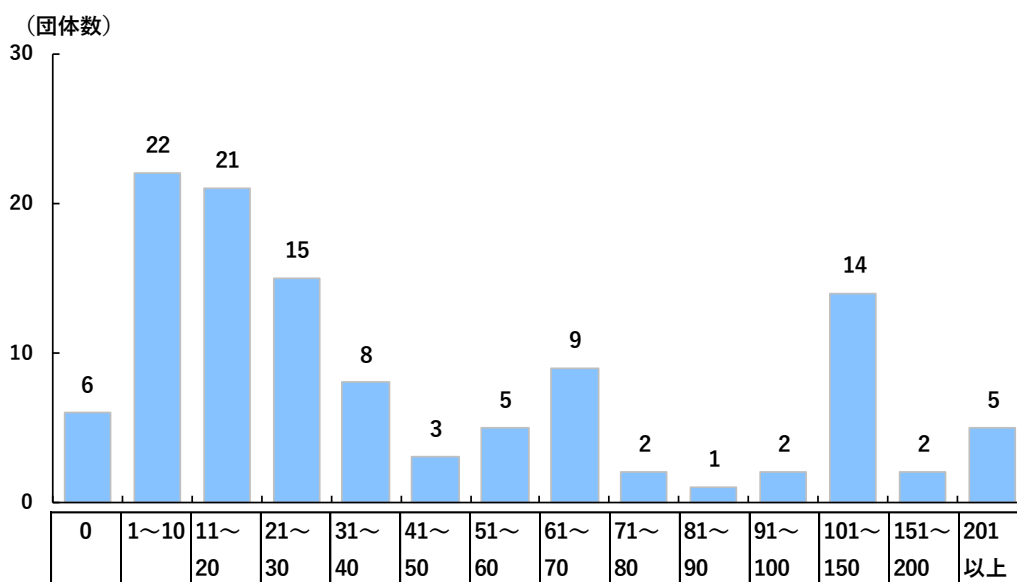


(n=107)

図 2 審査委員会の審査員の構成

3.2.5.認定団体の認定規模

認定団体により認定している事業者数を調査した。1 団体が認定している最大事業者数は 442 事業者であった。また、認定事業者数が 0 と回答した 6 認定団体を含めた 1 団体当たりの平均認定事業者数は 45.5 事業者であった。(図 3)



(n=115)

図 3 団体による認定事業者数規模

3.2.6.業態別の認定事業者

認定団体により認定した事業者の業態をみると、最も多いのは「素材生産」業の3,327事業者で、次いで「燃料加工」業の709事業者、「製材」業の695事業者となっている。（図4、図5）。

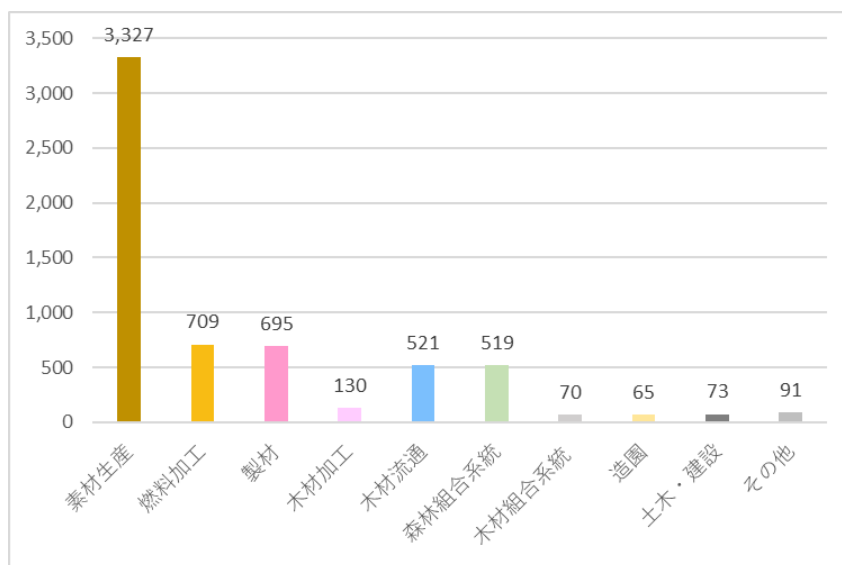
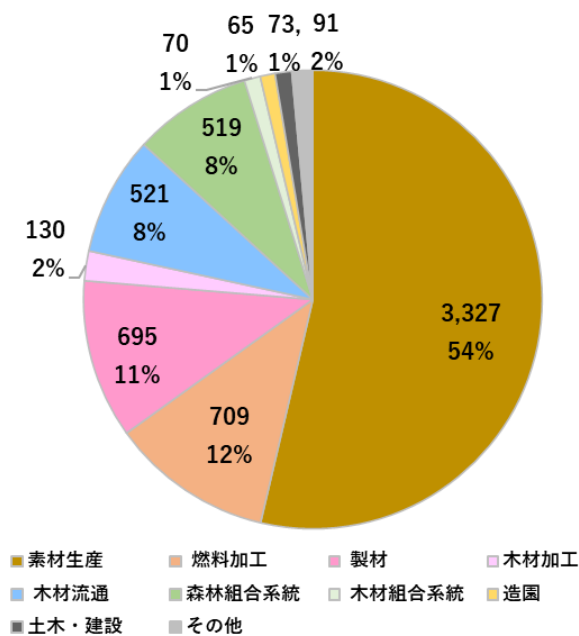


図4 業種別の認定事業者数



(数値は事業者数 n=136のうち6事業者は認定事業者なし)

図5 業種別の認定事業者数と割合

3.3. 認定団体による GHG 認定への対応

適切な GHG 対応を進めるためには、認定事業者へのバイオマス証明における GHG 情報伝達の制度と取組み方法等の情報提供をはじめとする支援は重要である。このため、認定団体講習会において、認定団体における GHG 基準適用などに向けた対応状況などを参考情報として提供する目的で事前アンケート調査を実施した。

3.3.1. GHG 関連情報伝達のための制度普及と支援

認定団体による認定事業者への GHG 認定に向けた支援状況を調査した (図 6)。これによれば、133 認定団体のうち 69%が「認定事業者に GHG 認定に関する情報提供を行った」としている。しかしながら「講習会」を実施した認定団体は 30%に止まっており、片方向での情報伝達となっている場合が多い。

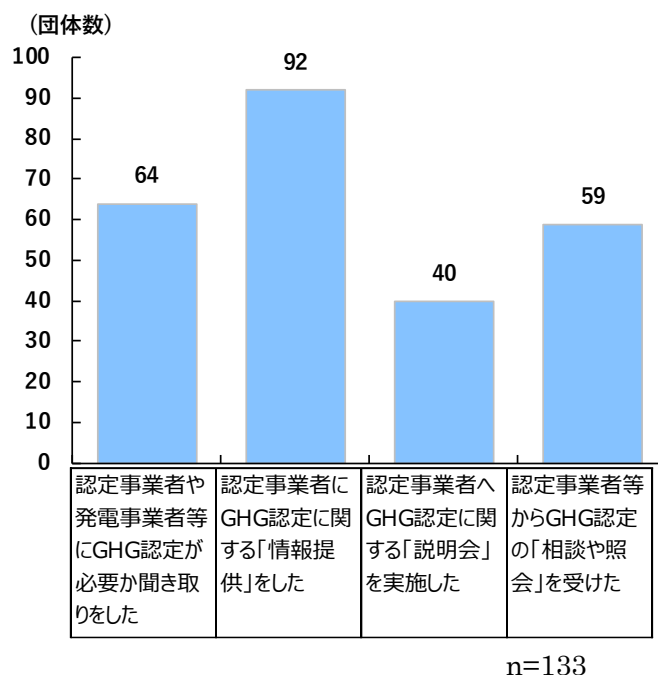


図 6 GHG 対応の事業者支援

3.3.2. GHG 認定に向けた自主行動規範・認定実施要領

GHG 認定のためには、認定団体での GHG 情報伝達に対応した自主行動規範と認定実施要領の整備（改定や新設）が必要である。このため、令和 7（2025）年度当初において認定団体での自主行動規範と認定実施要領の準備状況を調査した（図 7、図 8）。

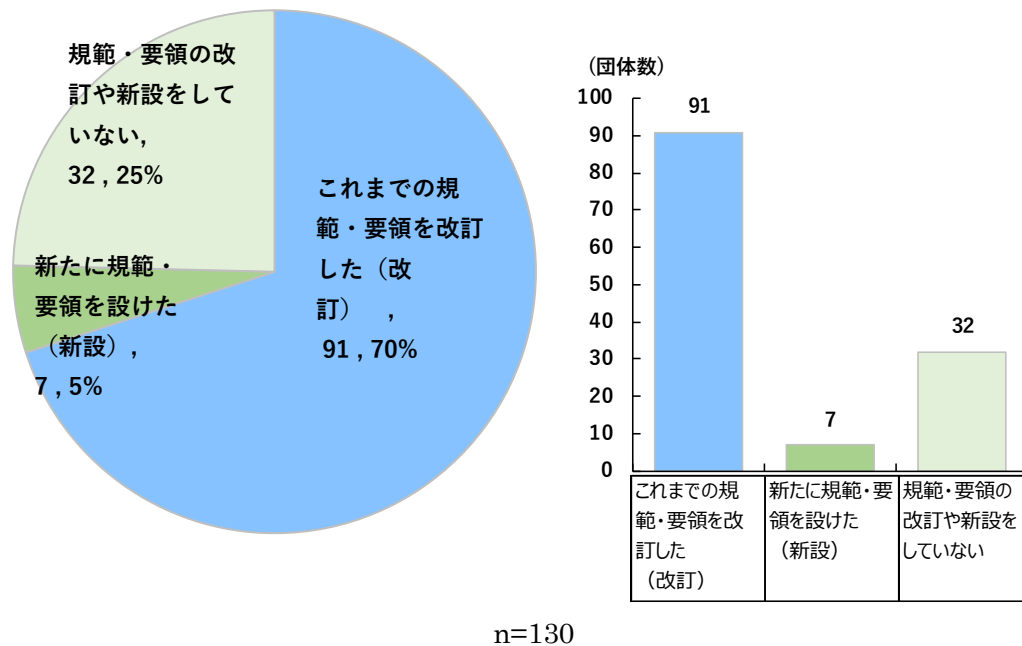


図 7 自主行動規範・認定実施要領の新設又は改訂

未対応の認定団体には今後の対応予定も照会した（図 6-1）。

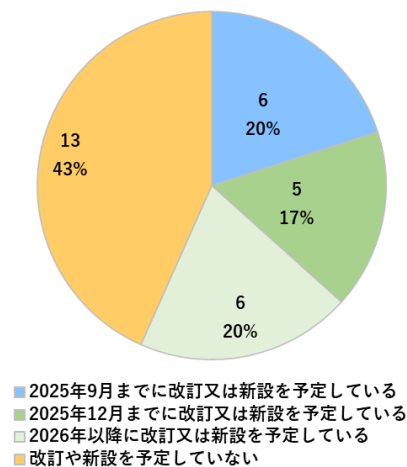


図 8 未対応の場合の対応予定

3.3.3.GHG 認定への更新方法

事業者認定の GHG 認定事業者への移行方法については、各認定団体によってその方法が異なることから、認定団体での移行方法を調査した。(図 9)

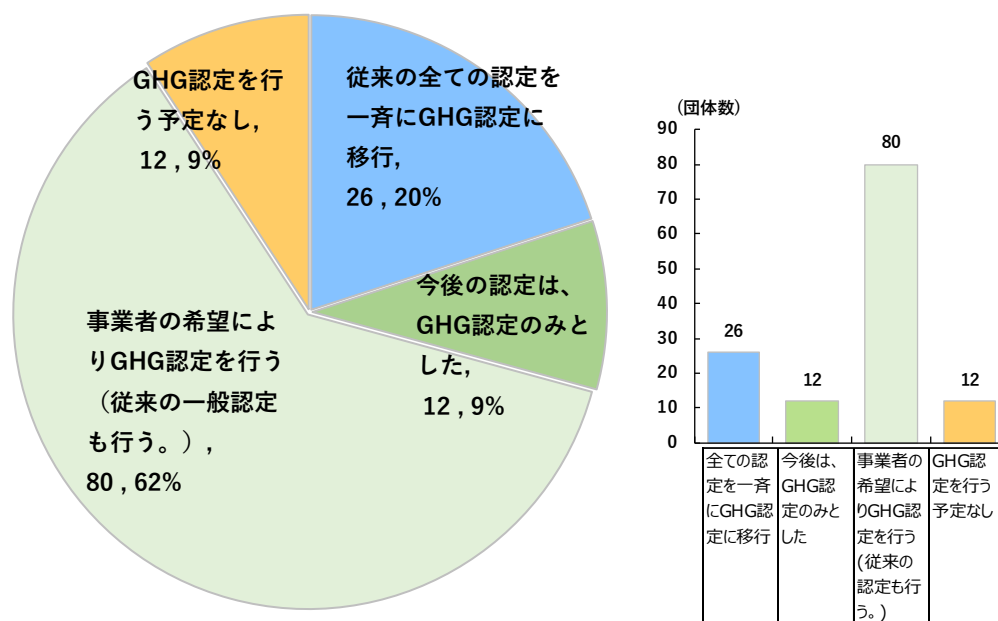


図 9 GHG 認定への更新方法

3.3.4.GHG の事業者認定

令和 7 (2025) 年度当初での GHG 対応の事業者認定状況を調査した (表 4)。

表 4 事業者認定の状況

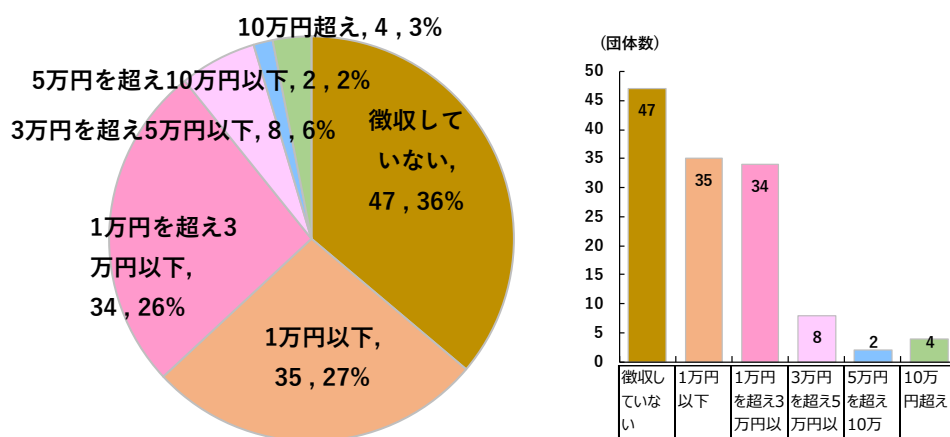
	伐採(発生)段階の認定 : 件	加工・流通段階の認定 : 件	回答の認定団体数
全ての認定	5,310	2,494	130
GHG 認定	629	431	40

※ GHG 認定は、令和 7 (2025) 年 7 月末までの回答である。

3.3.5. GHG 対応認定の認定料

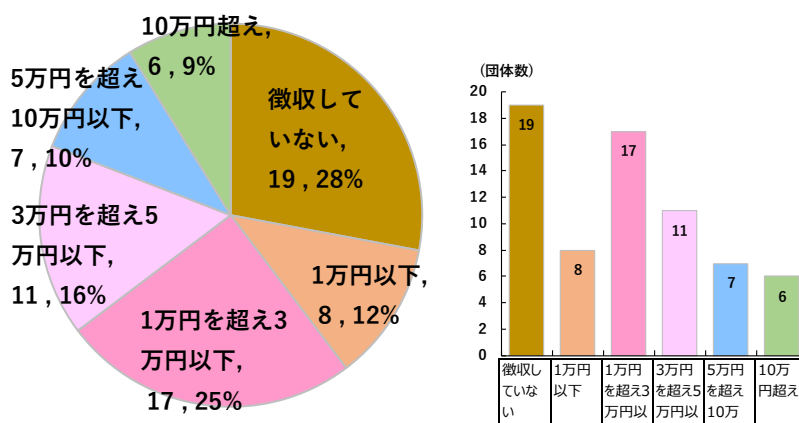
従来から、認定団体における認定料に関しては、多くの認定団体にとって関心が高く、加えて、新たな GHG 対応の認定が始まったことから、認定料について調査した（図 10～図 13）。認定事業者が認定団体の会員である場合と非会員である場合とで、非会員の認定料が高かった。

今回の調査の結果、従来の認定料と GHG 認定料では、GHG 認定料が高いことが分かった。なお、会員サービスの観点や規程を設けていないことなどにより、認定料を徴収していない認定団体も少なくない。さらに、認定料は事務量に対して十分とはいえず、会員サービスとして実施せざるを得ないなど様々な理由によって、応分の認定料を設定できないという声もある。



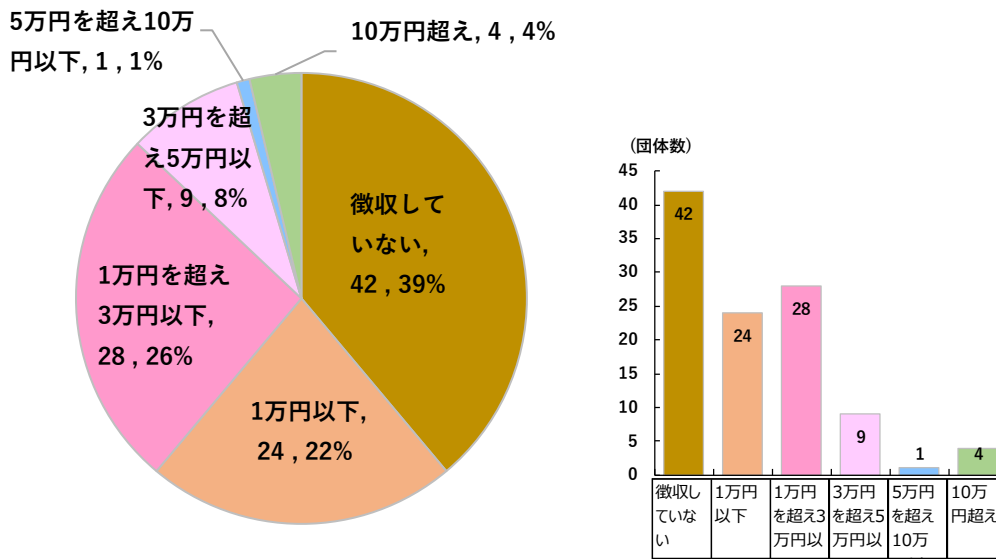
n = 130

図 10 会員の（GHG 対応でない）認定料



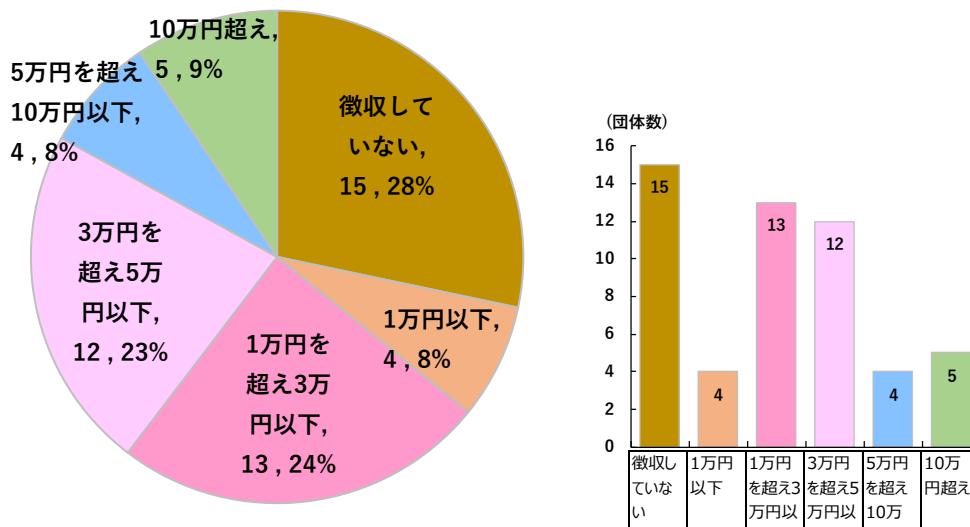
n = 68

図 11 会員以外の（GHG 対応でない）認定料



n = 108

図 12 会員の GHG 対応の認定料



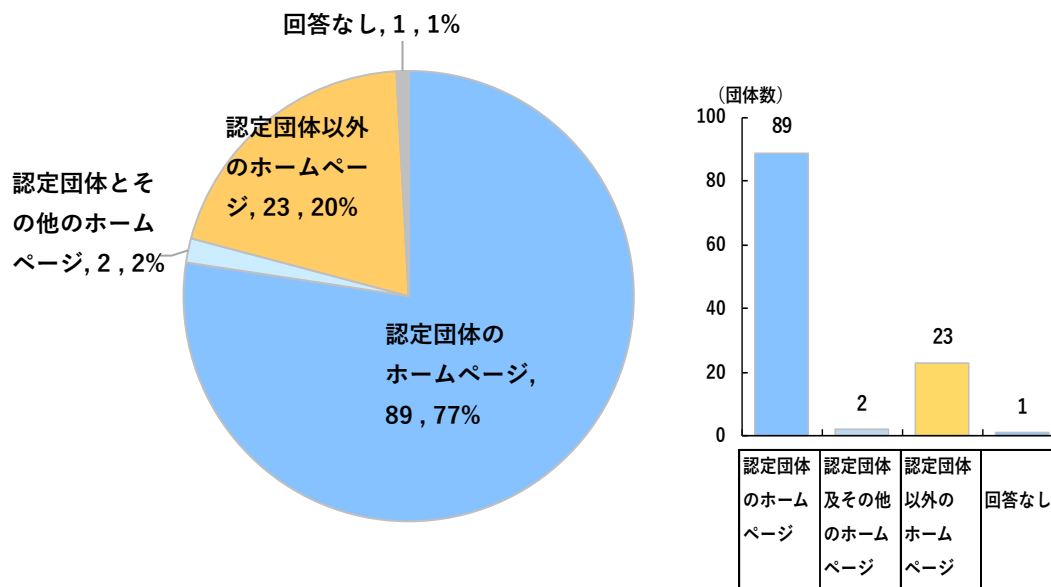
n = 53

図 13 以外の GHG 対応の認定料

3.4.事業者認定に伴う情報の公表

3.4.1.自主行動規範の公表

「自主行動規範」の公表状況を調査した。その結果、ほぼ全ての認定団体が「自主行動規範」を公表していた。(図 14) 公表先の大半は「認定団体ホームページ」であった。なお、認定団体以外のホームページに公表している場合も 20%あった。こうした場合は、公表先のホームページが第三者から容易に確認が出来ないこともあることから、認定団体以外のホームページへの公表については、認定団体ホームページなどで公表先を周知するなどの対応が必要であることについて認定団体講習会などを通じて指導した。

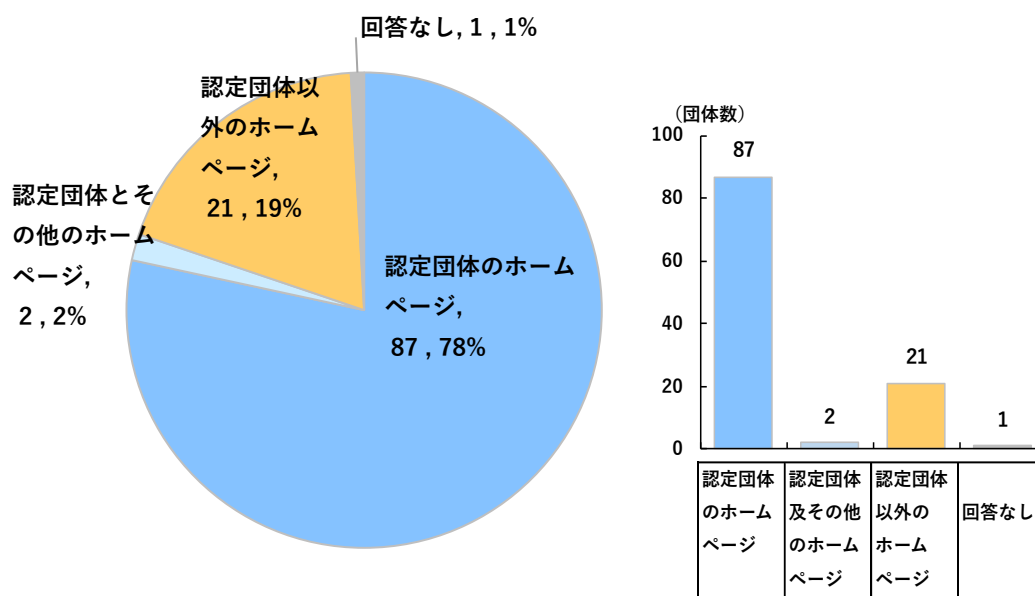


(数値は団体数 n=115)

図 14 自主行動規範の公表

3.4.2. 認定実施要領の公表

「認定実施要領」の公表状況について調査した。前述の「自主行動規範」の公表状況と同様に、ほぼ全ての認定団体が公表している。また、公表先の大半は「認定団体のホームページ」であった（図 15）。自主行動規範の公表と同じく、認定団体以外のホームページによる公表については、認定団体ホームページなどで公表先の周知を行うよう認定団体説明会において指導した。

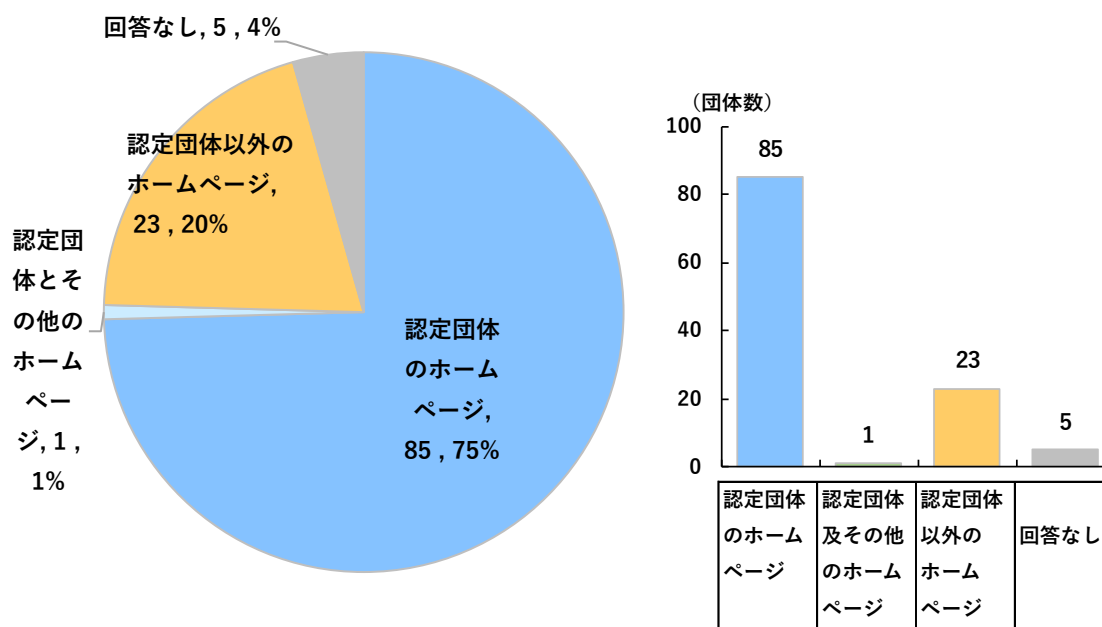


(数値は団体数 n=111)

図 15 認定実施要領の公表

3.4.3.認定事業者の公表

「認定事業者」の公表状況について調査した。これについても、「自主行動規範」「認定要領」の公表状況と同様に、ほぼ全ての認定団体が「認定事業者」を公表している。また、公表先の大半は「認定団体のホームページ」であった（図16）。一部公表していない認定団体があったが認定事業者が存在していないことによる。なお、認定事業者が存在しない場合であっても、その旨を公表すべきであることや認定団体以外のホームページによる公表については、認定団体ホームページなどで公表先の周知を行うことについて認定団体講習会において指導した。

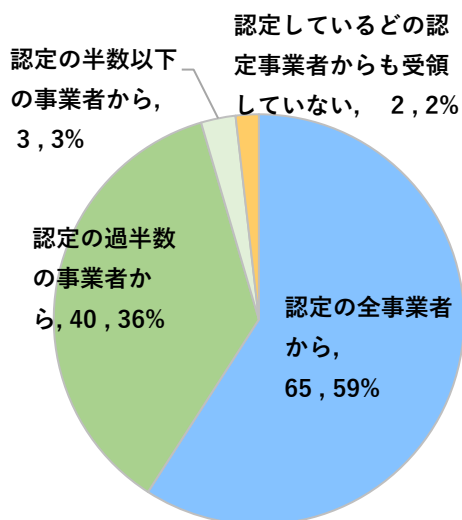


(数値は認定団体数 n=114)

図16 認定事業者の公表

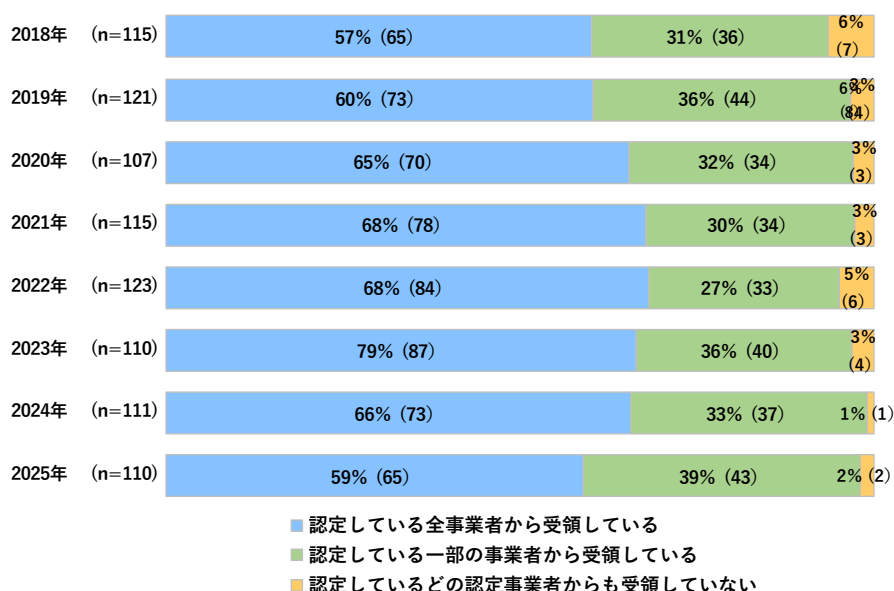
3.4.4.公表のための取扱実績報告

認定事業者からの取扱実績報告の提出状況について調査した。これは、認定団体における取扱実績取りまとめの公表に関係するものである。その結果、認定事業者から取扱実績の報告が十分されていない事例が引き続き見受けられた。なお、取り扱いがない場合も実績「0」として報告を受ける必要があることや報告をしていない事業者の認定継続には疑問があることについて認定団体講習会において指導した。(図17、図18)



(数値は認定団体数 n=110)

図17 取扱実績報告



(数値は認定団体数)

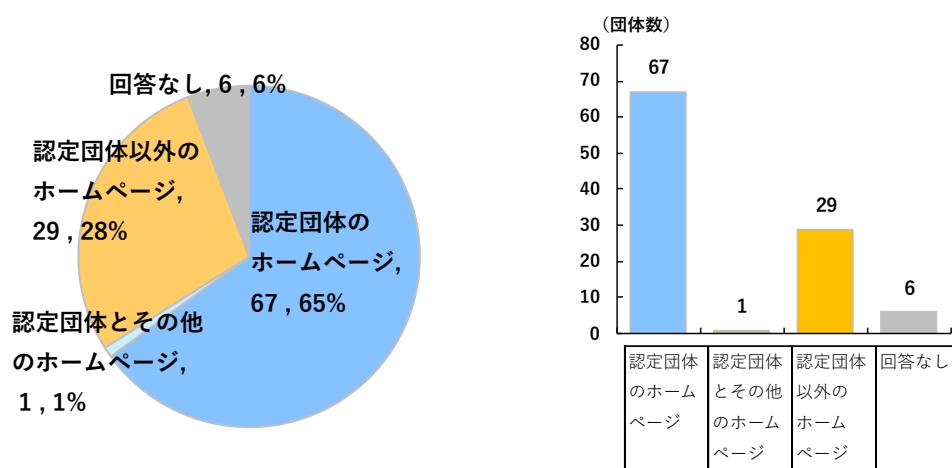
図18 年度別の取扱実績報告の受領 (報告割合)

3.4.5.取扱実績報告の取りまとめの公表

認定事業者から提出された取扱実績報告の取りまとめ内容の公表状況を調査した。これまでの調査では、公表している認定団体は半数に止まっていた。このため、令和 5（2023）年 6 月 20 日付けで林野庁木材利用課長から認定団体あてに『『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』の適切な運用について』が発出され、取扱実績報告の適切な処理に対する指導が行われた。当協会も同通知の発出に合わせ認定団体に対する働きかけを強化した。

この結果、2 年後には公表した認定団体が 8 割近くの水準まで上昇した。しかし、公表している認定団体の中であっても全ての認定事業者からの取扱実績報告を受領できているのは約 6 割にとどまっている。

なお、取扱実績報告の取りまとめの公表についても、事業者認定がなく取り扱いがない場合であっても「0」として公表すること、認定団体以外のホームページによって公表する場合は、認定団体ホームページにおいて公表先を周知することについて、認定団体講習会において指導した。（図 19、図 20）。



（数値は団体数 n=103）

図 19 木質バイオマス取扱実績とりまとめの公表

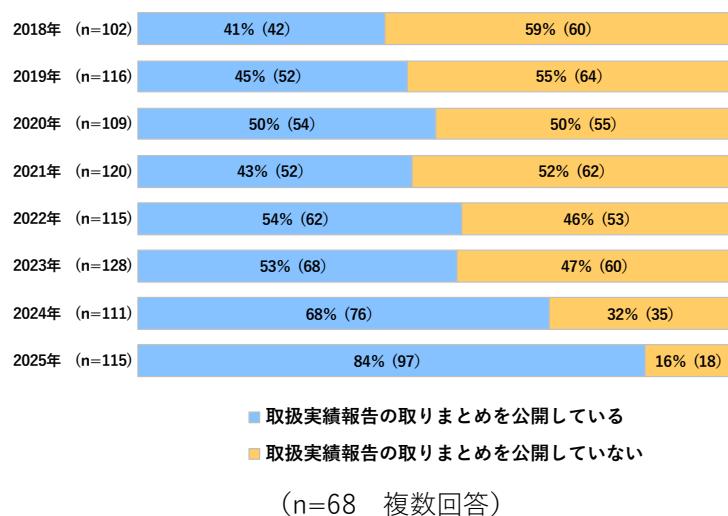
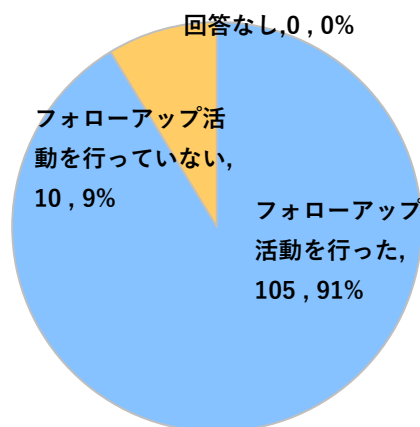


図 20 年度別の木質バイオマス取扱実績取りまとめの公表

3.5. 認定事業者の支援や審査

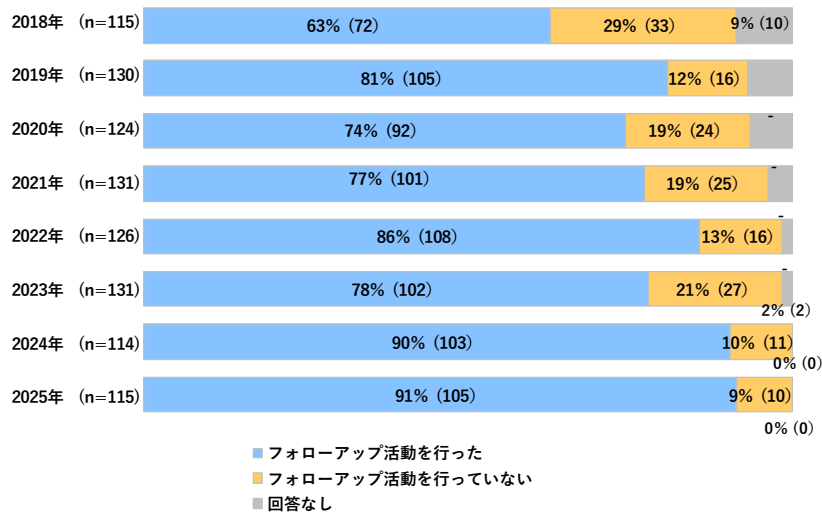
3.5.1. 認定事業者へのフォローアップ状況

認定団体による認定事業者に対するフォローアップ状況について調査した。これによれば、回答のあった認定団体の 91%にあたる 105 認定団体において認定事業者に対するフォローアップ活動が実施されていた（図 21、図 22）。なお、フォローアップ活動を実施していないと回答した 10 認定団体のうち 2 認定団体は、事業者認定の実績がないと回答している。



(数値は認定団体数 n=115)

図 21 認定事業者に対するフォローアップ実施



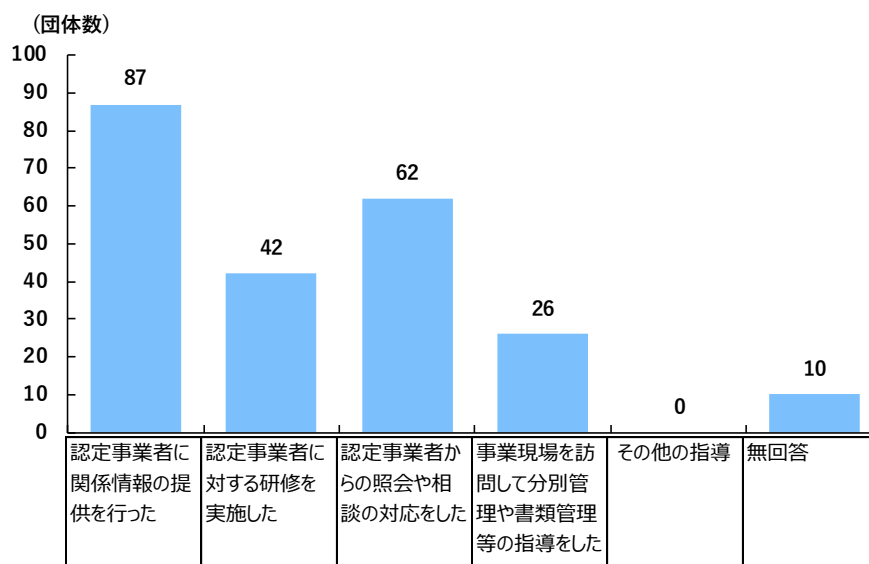
(数値は団体数)

図 22 年度別フォローアップ活動の実施状況

さらに、フォローアップ内容について調査した。この結果、認定団体による認定事業者への研修会を開催しているものが、105 認定団体の 4 割に相当する 42 認定団体であった。

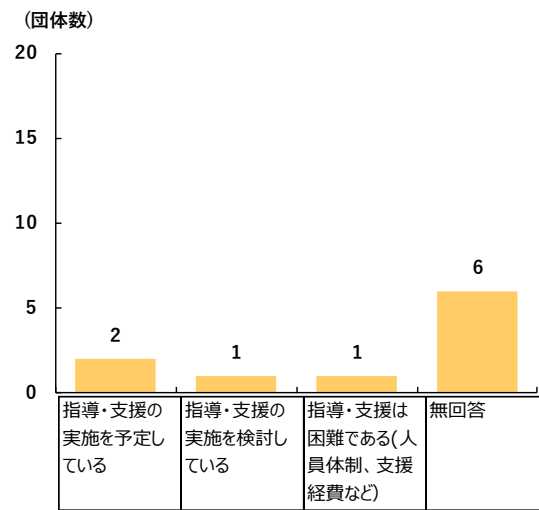
(図 23)。

また、フォローアップ未実施認定団体に対して、今後のフォローアップの予定を聞いたところ、予定がないと回答したものは 1 認定事業者体だけだった。なお、無回答は、認定実績が無い 2 認定団体を含む 6 認定団体だった。(図 24)。



(n=105)

図 23 フォローアップ実施内容

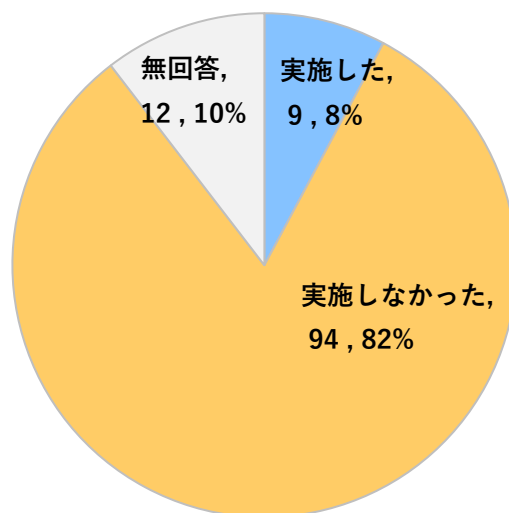


(n=10)

図 24 未実施認定団体でのフォローアップの実施予定

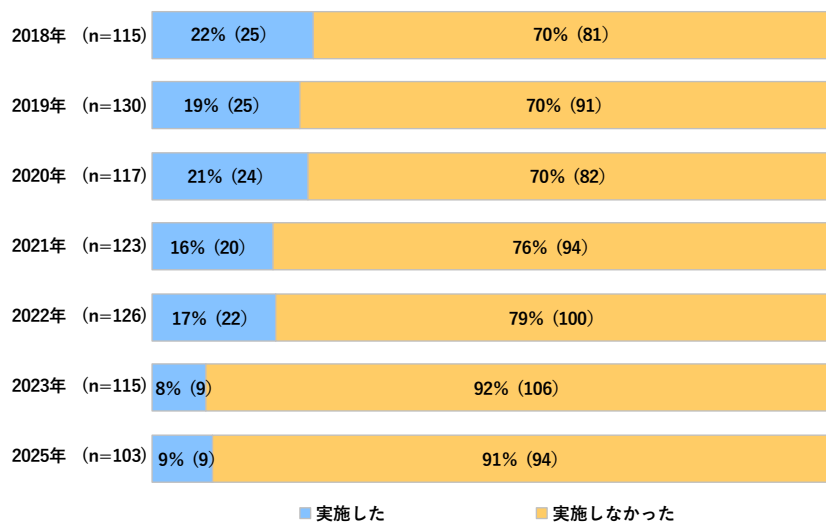
3.5.2.立入検査の実施状況

認定団体が認定事業者に対して行う立入検査の実施状況を調査した。立入検査を実施した認定団体は全体の1割に満たなかった。(図25、図26)。



(数値は認定団体数 n=103)

図25 立入検査の実施



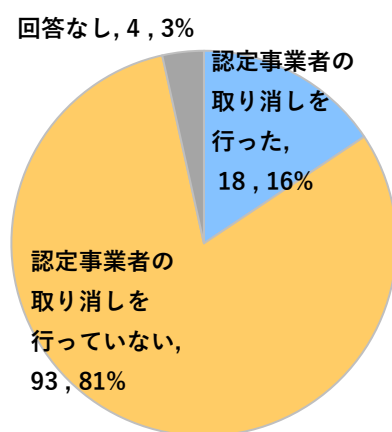
(数値は認定団体数)

図26 年度別立ち入り検査の実施状況

3.5.3.認定取消の状況

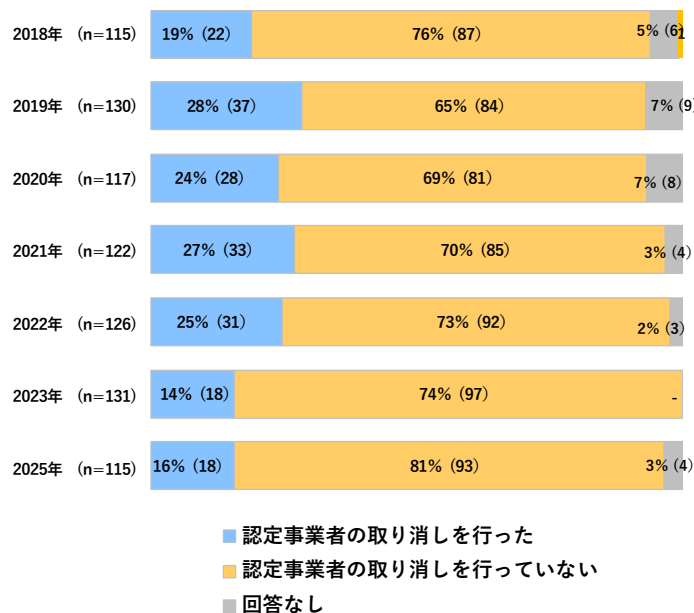
令和6（2024）年度における認定事業者の取り消し実績のある認定団体は18団体であり、全体の16%だった（図27、図28）。

取消を行った理由は、「認定事業者から取消申請」が行われたものが13認定団体において31件、「認定料等の未払い」であったものが1認定団体で1件、「解散、廃業、事業撤退の確認」によるものが9認定団体で22件であった（図29、図30）。



（数値は認定団体数 n=115）

図27 認定の取消実施状況



（数値は認定団体数）

図28 認定取消の状況の変化

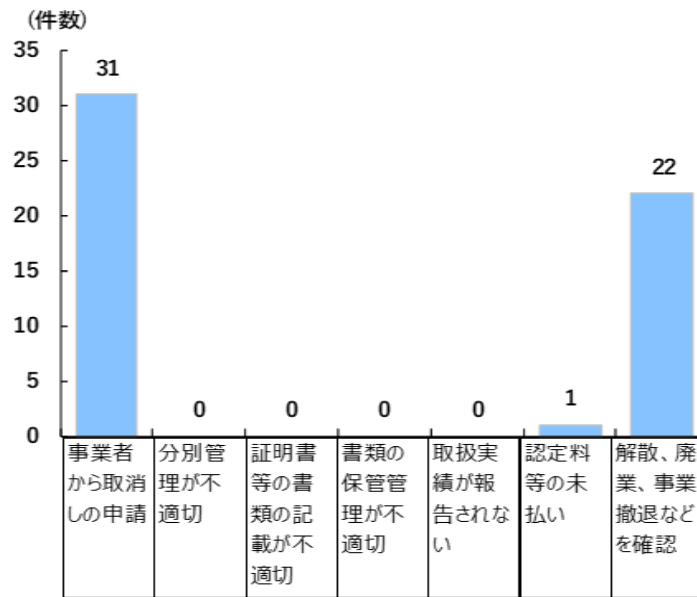


図 29 認定取消の理由と件数

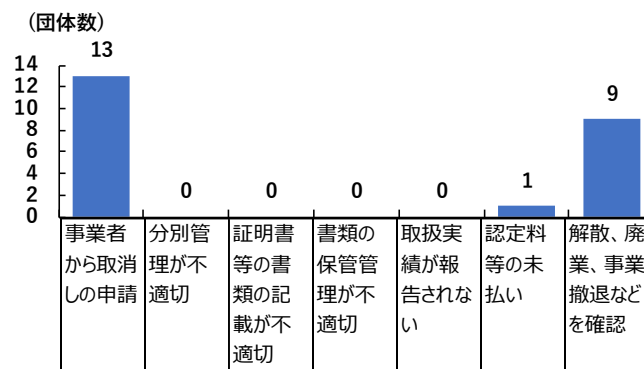
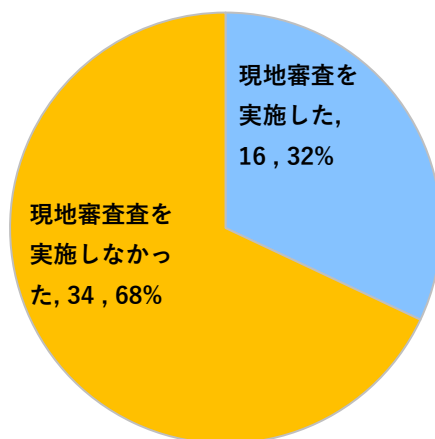


図 30 認定取消の理由と取消を行った認定団体数

3.5.4. 「新規認定」における現地審査

回答のあった115認定団体において、令和6（2024）年度において新規の事業者認定を行ったものは50認定団体だった。そのうち16認定団体において現地審査を実施したとの回答があった。（図31）。

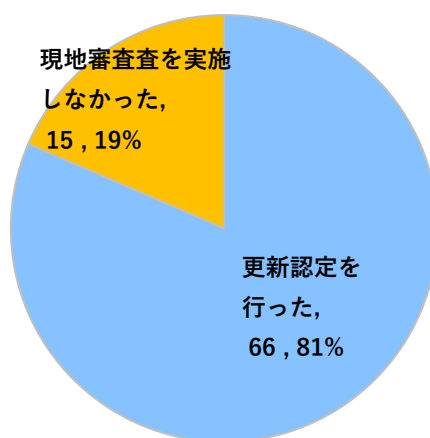


数値は認定団体数 n=50

図31 新規認定における現地審査

3.5.5. 「認定更新」における現地審査

回答のあった115認定団体において、令和6（2024）年度に更新の事業者認定を行ったものは81認定団体だった。そのうち66認定団体において現地審査を実施したとの回答があった（図32）。



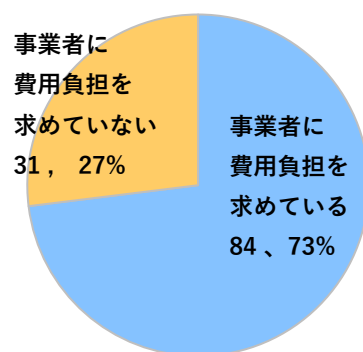
数値は認定団体数 n=81

図32 認定の更新における現地審査

3.6.認定費用の徴収

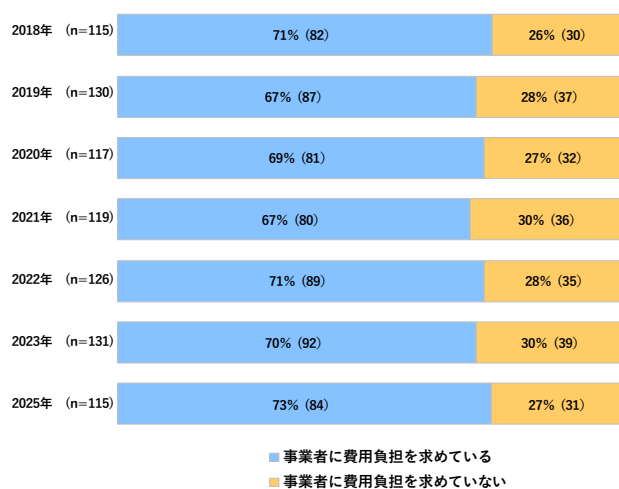
認定団体が事業者を認定する際の事業者が負担する認定料について調査した。結果、115 団体のうち、84 認定団体（73%）が費用負担を求めている（図 33）。これまでの調査から、認定料の負担を求めている認定団体の割合の推移は大きく変化していない。（図 34）。また、費用負担として認定料とは別に、現地審査に要する人件費を徴収するものが 10 認定団体、交通費を徴収するものが 12 認定団、その他の費用（事務実費等）を徴収するものが 4 認定団体であった。

認定費用を徴収していない認定団体に徴収しない理由を聞いたところ、「認定料を定める規定がない」が 21 認定団体、「会費等を納めている会員に対するサービスである」からが 13 認定団体、「認定費用を求めたいがも求められない」が 1 認定団体などとなっている。



(数値は認定団体数 n=131)

図 33 認定費用負担の状況



(数値は認定団体数)

図 34 年度別認定費用の請求状況

4. 証明ガイドラインの適正な運用に向けた講習会の実施

4.1.証明ガイドラインの適正な運用とその理解の推進

証明ガイドラインの適正な運用とそれに向けた理解の推進を目的として、平成 28（2016）年度から認定団体を対象とした講習会、対象とした研修会を実施してきた。

しかし、6千を超える極めて多数の認定事業者と 140 余りの認定団体に対して、当協会が直接に証明ガイドラインの制度の周知とその適正な運用を支援することは物理的に限界がある。また、本来、認定事業者に対する指導は認定団体が行うべきものである。

このため、当協会では、林野庁と協議の上、認定団体による認定事業者への研修会等を間接的に支援することにより、認定事業者による証明ガイドラインの適正な運用を担保することとした。こうした考え方の下で、当協会では令和 5（2023）年度から全国の認定団体を対象とした講習会を開催している。

なお、認定団体の中には、限られた人員や人事異動等による担当者の経験不足等の理由から、独自に研修会を開催することが難しいケースがある。こうしたケースを考慮し、認定団体が開催する研修会に出席して研修会を支援することも引き続き実施している。こうした際を通じて、研修会の開催状況や証明ガイドラインの運用状況等の把握に努めた。

4.2.認定団体向け講習会の開催

令和 7（2025）年度に開催した認定団体向け講習会の内容は以下のとおりである。なお、講習会の次第及び当協会が作成した説明資料は当協会ホームページに掲載している。このうち当協会が作成した資料 2 及び資料 3 は、本報告にも参考資料として掲載した。

日時 令和 7（2025）年 8 月 5 日（火）13 時 30 分から 16 時まで

開催形式 WEB(Teams)

参加者 参加申込者 : 110 認定団体（156 名）

講習内容

- 1 FIT/FIP 制度と木質バイオマス証明ガイドラインの概要、認定団体の責任と役割
林野庁林政部木材利用課 木質バイオマス推進班担当 本山 淳一 課長補佐

（資料 1）木質バイオマス証明ガイドラインの適切な運用等について

- 2 認定団体での運用と認定事業者への説明方法（適切な証明書と分別管理）

一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会

専門調査員 高橋 晋一

（資料 2）「木質バイオマス証明ガイドライン」の運用について（認定団体向け）

（資料 3）「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の

運用について（適切な分別管理と証明書の発行）（認定事業者向け）

3 認定団体での取り組み事例

鳥取県森林組合連合会 古都 誠司 事業部長

（資料4） 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」
の運用に関する認定団体向け講習会

4.3.認定団体による研修会開催への支援

認定団体からの要請等により、以下の認定団体が開催した研修会に出席し、研修会での説明支援を行った。また、合わせて、研修会の開催状況や証明ガイドラインの具体的な運用状況等の把握、更には主催した認定団体との意見交換を行った。（表5）

出席した研修会では、全国的な GHG 認定の対応状況、証明ガイドライン運用でのよくある誤解、証明書の工夫事例などを説明したほか、質問への応答、個別相談への対応も行った。

表5 出席した研修会

開催年月日	主催者
2025年8月28日	山形県木材産業協同組合、山形県森林ノ整備事業協同組合 (東北農林専門職大学 研修施設「緑風館」)
2025年10月10日	滋賀県木材協会 (彦根勤労福祉会館 研修室)
2025年10月29日	兵庫県木材協同組合連合会、姫路木材協同組合ほか (アクリエひめじ 2階小ホール)、
2025年11月18日	一般社団法人熊本県木材協会連合会、熊本県森林組合連合会 (ホテル熊本テルサ「たい樹」)
2025年12月10日	一般社団法人鹿児島県木材協会連合会、鹿児島県素材生産 協同組合連合会、鹿児島県森林組合連合会、一般社団法人 全国木材連合会 (鹿児島サンロイヤルホテル「太陽の間」)
2026年2月27日	岩手県 (岩手教育会館「多目的ホール」)

4.4 現地指導

認定団体からの要請により出席した研修会に合わせ、地域の関係事業者を訪問して証明ガイドラインの運用状況を確認し、指導した。主な訪問先は、次のとおり。(表6)

表6 訪問した事業者等

	期日	素材生産事業者	流通・加工事業者	発電施設	認定団体	その他
山形県	8/27~29	金山町森林組合	協和木材新庄工場	NKC 長井グリーンパワー発電所	山形県木材産業協同組合、山形県森林ノ整備事業協同組合	最上町
北海道	9/28~10/1	ひだか南森林組合	王子木材緑化	王子グリーンエネルギー江別発電所	北海道木材産業協同組合	当別町、様似町、浦河町
滋賀県	10/10~11		山室木材工業、黒山ウッドチッププラント	伊吹グリーンエネルギー	滋賀県木材協会	
兵庫県 岡山県	10/28~30		株式会社山田林業	朝来バイオマス発電所(大東建託バイオエネルギー株式会社)	兵庫県木材協同組合連合会、兵庫県森林組合連合会、姫路木材協同組合	岡山県西粟倉村
熊本県	11/18~19		株式会社南栄木材	熊本錦グリーンパワー(錦2MM木質バイオ)	一般社団法人熊本県木材協会連合会	

				マス発電 所)		
鹿児島 県	12/10~11	-	霧島木質 発電株式 会社	霧島木質発 電株式会社	一般社団 法人鹿児 島県木材 協会連合 会、鹿児 島県素材 生産協同 組合連合 会、鹿児 島県森林 組合連合 会	

5. その他

5.1. 相談窓口の対応

関連する「地域内エコシステム」リビングラボ事業の情報プラットフォーム構築支援事業において設置した「相談窓口」において、証明ガイドラインの運用に関する 100 件近い問い合わせに対応をした。この相談対応により、認定団体のほかに認定事業者や発電施設における証明ガイドラインの理解度と取組みの状況を把握することができた。

5.2. GHG 情報伝達のための解説書の更新

令和 6（2024）年度末に発行した証明ガイドラインによる GHG 情報伝達に関する解説書である「木質バイオマス発電に係る GHG に関する基準の適用制度について」を令和 7（2025）年 4 月の既定値の改訂に合わせて再発行した。また、この解説書は協会ホームページにも掲載して制度の周知に努めている。

6. 令和7（2025）年度の実態調査から

令和7（2025）年度においては、認定団体に対して GHG 対応の事前アンケート調査及び従来と同様のアンケート調査の実施、認定団体を対象とした講習会の開催、認定団体による認定事業者向けの研修会の教材作成や研修会での説明に関して支援を行った。さらに、研修会への出席に合わせ、証明ガイドラインが運用されている現地に訪問し、関係者との意見交換など現地指導を行った。これらの実施過程を通じて確認されたのは主に次のとおりである。

- ・木材の取扱いについては、証明ガイドラインのほか、改正クリーンウッド法、合法木材ガイドラインなどの制度があり、認定団体や事業者などの関係者は、それぞれ関連するので個別でなくまとめての説明を望んでいる。このため、証明ガイドラインの認定団体説明会や認定団体による認定事業者研修会においては、他の制度も合わせて説明するよう努めた。また、認定団体説明会では、鳥取県森林組合連合会が開発を進めている各制度を統合した管理システムの取組について紹介する機会を設けた。

- ・証明ガイドラインの適正な運用に向けた対応状況は、認定団体によって相当の格差がある。厳密かつ積極的に対応している認定団体と十分な対応が困難な認定団体の二極化状態にある。認定団体においては、担当者が少なく他の業務を兼務している場合が多い。会員サービスの一環であるとしても事務処理を行う職員の人件費をはじめ認定と運用にかかる費用が十分に確保できていないという声が多い。このため、令和7（2025）年度は2回のアンケート調査によって、認定に関する費用負担に関する調査を行い、その結果を公表することとした。調査結果を認定団体講習会において開示したところ、費用負担の問題は各認定団体における共通の課題として関心が寄せられた。

- ・認定団体によるGHG事業者認定の対応や理解にも差が生じている。GHG算定が義務化される発電所が少ないとの情報が広がり、認定団体の準備が進んでいない例が散見される。この結果、令和7（2025）年度末になって、慌てて対応方法を問い合わせしてくる認定団体があった。

GHG 対応については、認定団体における対応準備や取扱実績報告の取りまとめ結果の認定事業者への報告（速報）等の機会を通じて認定団体から認定事業者への情報周知について認定団体講習会において指導することができた。これは、今年度の事前アンケートでGHG 対応に関して取り上げたことによる。

- ・燃料調達が厳しくなる中で県境を越えての燃料材の輸送、割高での買い付けなども発生

している。こうしたことは、燃料材の安定供給協定の履行や燃料調達計画の順守などがままならない状況になるような需給構造に問題があるとの指摘もある。そのようなことについて、都道府県や市町村の担当者から証明ガイドライン運用に関する問い合わせも増えている。その要因としては、都道府県や市町村の担当者は証明ガイドラインに携わる機会が少なく、制度の理解が十分でないケースが多いためと考えられる。このため、都道府県や市町村担当者が証明ガイドラインを理解する機会を設ける工夫が必要と考えられる。

・発電所への燃料材の納入について、納入ごとではなく一括で証明すればよいと理解している事業者が散見される。証明ガイドラインでは、「納入ごと」としていること、証明書が納入後にまとめて提供されることとなると提供前に証明のない燃料を使うことになることなどから、納入ごとに証明書を発行し提供する必要があることを認定団体講習会や認定団体主催の研修会において説明した。

・剪定枝等の森林法の伐採届が不要な燃料材に関する扱い方法を誤解している場合がある。
①事業者認定を受けない伐採者、所有者、施設管理者等であっても証明は必要であること、
②その際に GHG 情報伝達が必要な場合は例外なく GHG 認定を受ける必要があること、
加えて、③他の燃料区分との材料と一緒に扱う場合などは、扱う全ての燃料材に対して認定を受けたバイオマス証明が必要であること、さらに④当該燃料材を集荷する事業者は、流通段階となるため事業者認定が必要であることなどについて、認定団体講習会、認定団体主催の研修会、相談窓口において周知した。

・アンケート調査によると取扱実績報告取りまとめの公表割合が向上している。しかし、公表されているものの認定団体への報告している認定事業者の割合は必ずしも高くない。報告しない事業者の認定継続には疑問があることを認定団体に伝えながら、報告の必要性について認定団体講習会において指導した。

加えて、①認定団体を取りまとめ結果を自らのホームページではなく上部団体等のホームページで公表している場合がある。こうした場合は、公表先を自らのホームページ等で周知する必要があること、②公表内容が証明ガイドラインによるものであるのか、合法性木材のガイドラインによるものであるのかを明確にすること、③報告が「0」であっても「0」としての実績報告が必要であること、の3点について。認定団体講習会や認定団体主催の研修会において指導した。

・購入した燃料材の運搬について、販売者でなく購入者が行う場合の証明方法についての対応方法について、いくつかの問合せがあった。山土場渡しであっても伐採者の証明が必要なこと、その場合の GHG の原料輸送区分の情報は、伐採事業者の証明に記載できないことから購入者の責任で記録しなければならないことについて指導した。

謝辞

本調査は、令和 7 年度林野庁補助事業「地域内エコシステム」リビングラボ事業として実施しました。調査の実施にあたり、全国の認定団体の皆様には、二度にわたるアンケート調査にご協力いただき有難うございました。また、現地打合せや講習会の実施に際しご配慮いただいた関係者の皆様など、多くの皆様のご協力により調査が出来ましたことをこの場を借りて感謝申し上げます。

資料

1 アンケート

(1) 事前アンケート

条件設定マークを消す ×

入力内容保存/読み

**2025 認定団体講習会
申込み及び事前調査(アンケート)**

1-1 認定団体名 必須

1-2 担当者名 必須

回答に関する照会のほか、今後の連絡等をさせていただきます

1-3 メールアドレス (連絡先) 必須

 確認用

■ ■ ■ 講習会への参加 (申込み) ■ ■ ■

2-1 講習会の参加

8月5日(火) の認定団体講習会に

参加する

参加しない (不参加)

2-2 講習会参加者

参加する全員の氏名を記載してください

※ 今後の連絡は、1-3のメールアドレスにいたします。

■ ■ ■ 事前アンケート調査 (GHG認定の対応) ■ ■ ■

※ 用語説明 :

本調査において「GHG認定」とは、ライフサイクルGHG関連情報の
収集・管理・伝達に対応した事業者認定の略称です

3-1 GHG認定の支援活動の状況 (複数回答可)
<p>これまでに</p> <p><input type="checkbox"/> 認定事業者や発電事業者等にGHG認定が必要か聞き取りをした</p> <p><input type="checkbox"/> 認定事業者にGHG認定に関する「情報提供」をした</p> <p><input type="checkbox"/> 認定事業者へGHG認定に関する「説明会」を実施した</p> <p><input type="checkbox"/> 認定事業者等からGHG認定の「相談や照会」を受けた</p>
3-2 GHG認定のための自主行動規範等の対応状況 必須
<p>GHG認定のための「自主行動規範」や「認定実施要領」について、</p> <p><input type="radio"/> これまでの規範・要領を改訂した (改訂) 3-6-3 GH-show</p> <p>3-6-2 GH-show 公表先-show 3-6-1 GH-show 認定件数 (流通・-show 3-5-3 初回-show 認定件数 (流通・-show 3-5-2 初回-show 認定件数 (流通・-show 3-5-1 現在-show 3-3-1 認定-show</p> <p><input checked="" type="radio"/> 新たに規範・要領を設けた (新設) 3-6-3 GH-show 3-6-2 GH-show 公表先-show 3-6-1 GH-show 認定件数 (流通・-show 3-5-3 初回-show 認定件数 (流通・-show 3-5-2 初回-show 認定件数 (流通・-show 3-5-1 現在-show 3-3-1 認定-show</p> <p><input type="radio"/> 規範・要領の改訂や新設をしていない 3-2-1 GH-show</p>
3-3 認定番号の記号 (一般認定) 必須
<p>GHG認定以外の一般認定で付与する記号 (従来の付与記号など)</p> <p><input type="text"/></p> <p>例: 「バイオ認第123号」の場合は、付与記号が「バイオ認」となります。</p>
3-3-1 認定番号の記号 (GHG認定)
<p>GHG認定で付与する記号</p> <p><input type="text"/></p> <p>例: 「バイオ認G第123号」の場合は、付与記号が「バイオ認G」となります。</p>
3-4 GHG認定への更新方法 必須
<p><input type="radio"/> 従来の全ての一般認定を一斉にGHG認定に移行</p> <p><input type="radio"/> 今後の認定は、GHG認定のみとして、(継続を含む) 申請時に移行</p> <p><input type="radio"/> 事業者の希望によりGHG認定を行う (従来の一般認定も行う。)</p> <p><input type="radio"/> GHG認定を行う予定なし</p>
3-5 現在の認定件数(GHG認定を含むすべて) 必須
<p>認定をした業務の内容別での認定件数で、事業者数ではありません。</p> <p>伐採 (発生) 段階の認定: <input type="text"/> 件、 加工・流通段階の認定: <input type="text"/> 件</p> <p>(GHG認定も含む認定中の全ての件数、なしの場合は「0」と入力)</p> <p>注1: 1つの認定で双方に該当する場合は双方に計上してください</p> <p>注2: 製材工場の端材提供の認定は、「伐採 (発生) 段階」としてください。</p>

3-5-1 現在の認定件数（GHG認定のみ）
伐採（発生）段階の認定： <input type="text"/> 件、 加工・流通段階の認定： <input type="text"/> 件 (GHG認定のみ、認定中の件数)
3-5-2 初回GHG認定の現地審査（オンライン審査を除く）
初回のGHG認定において、実際に現地で認定審査を実施した件数 伐採（発生）段階の認定： <input type="text"/> 件、 加工・流通段階の認定： <input type="text"/> 件
3-5-3 初回GHG認定のオンラインによる現地審査
初回のGHG認定において、オンラインで認定審査を実施した件数 伐採（発生）段階の認定： <input type="text"/> 件、 加工・流通段階の認定： <input type="text"/> 件
3-6-1 GHG認定事業者の公表
GHG認定をした事業者を <input type="radio"/> 認定団体自らのホームページで公表している <input type="radio"/> 認定団体自らのホームページ以外で公表している 公表先とURL： <input type="text"/>
3-6-2 GHG関連供給実績(※) の報告
GHG関連供給実績（※GHG関連情報付きで木質バイオマスを供給した実績）について、 <input type="radio"/> 全てのGHG認定事業者から報告を受けている <input type="radio"/> 一部のGHG認定事業者から報告を受けている <input type="radio"/> 報告を受けていない。（GHG認定事業者なしを含む。）
3-6-3 GHG関連供給実績の取りまとめの公表
報告のあった「GHG関連情報の供給実績」の取りまとめについて、 <input type="radio"/> 認定団体自らのホームページで公表している <input type="radio"/> 認定団体自らのホームページ以外で公表している
3-7 GHG認定以外の認定料（新規認定） 必須
以下のボックス内の選択肢から該当するものを選んでください (新規のみとして継続更新の認定料は、対象としません。) 会員： <input type="text"/> (1件当たり) 会員以外： <input type="text"/> (1件当たり)
3-7-1 GHG認定の認定料（新規認定）
以下のボックス内の選択肢から、該当するものを選んでください (新規のみとして従来的一般認定からの移行認定料は、対象としません。) 会員： <input type="text"/> (1件当たり) 会員以外： <input type="text"/> (1件当たり)

ご質問、ご意見、ご要望

内容確認画面へ

(2) 2025 定例アンケート

2025 バイオマス証明ガイドラインの運用に関する調査	
1-1 認定団体名 <small>必須</small>	<input type="text"/>
1-2 回答者名 (担当者) <small>必須</small>	<input type="text"/>
1-3 連絡先 (メールアドレス) <small>必須</small>	<input type="text"/> <input type="text"/> 確認用
1-4 担当者数	貴認定団体のバイオマス証明ガイドラインの担当者数 (兼務を含む) <input type="text"/> 人
1-5 認定審査委員会の構成	内部審査委員 <input type="text"/> 人 外部審査委員 <input type="text"/> 人
1-6 内部審査委員の役職	<input type="text"/>
1-7 外部審査委員の委嘱理由	<input type="text"/> 例：学識経験者
2-1 認定中の主たる業態別の事業者数	
主たる業態	事業者数
① 素材生産	<input type="text"/> 社 (事業者)
② 燃料加工(チップ製造、ペレット製造など)	<input type="text"/> 社 (事業者)
③ 製材	<input type="text"/> 社 (事業者)
④ 木材加工 (②、③以外)	<input type="text"/> 社 (事業者)
⑤ 木材流通 (運搬を含む)	<input type="text"/> 社 (事業者)
⑥ 森林組合系統	<input type="text"/> 団体 (事業者)
⑦ 木材組合系統	<input type="text"/> 団体 (事業者)
⑧ 造園	<input type="text"/> 社 (事業者)
⑨ 土木・建設	<input type="text"/> 社 (事業者)
⑩ その他 (次に具体的な業種もに記載してください。)	<input type="text"/> 社 (事業者)
業種：	<input type="text"/>

業種： <input type="text"/>	
3-1 自主行動規範の公表	<input type="checkbox"/> ① 認定団体のホームページで公表している <input type="checkbox"/> ② 上記①以外により公表している ②-1 公表先の名称等： <input type="text"/> ②-2公表先URL： <input type="text"/>
3-2 事業者認定実施要領の公表	<input type="checkbox"/> ① 認定団体のホームページで公表している <input type="checkbox"/> ② 上記①以外により公表している ②-1 公表先の名称等： <input type="text"/> ②-2公表先URL： <input type="text"/>
3-3 認定した事業者の公表 (認定した事業者が無い場合もその旨を公表する必要があります。)	<input type="checkbox"/> ① 認定団体のホームページで公表している <input type="checkbox"/> ② 上記①以外により公表している ②-1 公表先の名称等： <input type="text"/> ②-2公表先URL： <input type="text"/>
3-4 取扱実績の報告受領	「2024年度」の認定事業者からの取扱実績の報告受領について <input type="radio"/> ① 認定している「全ての事業者」から受領している <input type="radio"/> ② 認定している「一部（過半数）の事業者」から受領している <input type="radio"/> ③ 認定している「一部（半数以下）の事業者」から受領している <input type="radio"/> ④ 認定している事業者から受領していない <input type="radio"/> ⑤ 認定している事業者がない
3-5 取扱実績取りまとめの公表 (取扱実績が無い場合もその旨を公表する必要があります。)	<input type="checkbox"/> ① 認定団体のホームページで公表している <input type="checkbox"/> ② 上記①以外により公表している ②-1 公表先の名称等： <input type="text"/> ②-2公表先URL： <input type="text"/>

<p>3-6 事業者への指導・支援 (フォローアップ)</p>	<p>「2024年度」に実施した認定事業者への指導・支援について</p> <p><input type="checkbox"/> ① 認定事業者に関係情報の提供を行った</p> <p><input type="checkbox"/> ② 認定事業者に対する研修を実施した</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 認定事業者からの照会や相談の対応をした</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 事業現場を訪問して分別管理や書類管理等の指導をした</p> <p>訪問事業者数： <input type="text"/> 社（事業者）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ その他の指導（支援）を実施した</p> <p>具体的な指導（支援）を記載してください</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>
<p>3-7 事業者への指導・支援を行わなかった場合</p>	<p>「2024年度」に認定事業者への指導・支援を行わなかった場合の今後の取組予定</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 認定事業者への指導・支援の実施を予定している</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 認定事業者への指導・支援の実施を検討している</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ 認定事業者の支援・指導は困難である</p> <p>指導・支援が困難な具体的理由を記載してください</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>
<p>3-8 立入検査の実施</p>	<p>2024年度に立入検査を実施した事業者数及び回数 (立入検査とは適正な運用に疑義がある場合の現地調査で、新規や更新の現地審査及び訪問した際の指導は含まない。)</p> <p>立入検査実施事業者数： <input type="text"/> 社（事業者）</p> <p>立入検査を実施していない場合は「0」と記載してください。</p> <p>立入検査実施回数： <input type="text"/> 回</p> <p>2024年度の立入検査の延べ実施回数</p>
<p>4-1 事業者の認定取消し</p>	<p>「2024年度」における事業者認定取消し（どちらか選択）</p> <p><input checked="" type="radio"/> 認定取消しを行った 4-2-4取消理-show 4-2-7取消理-show 4-2-6取消理-show 4-2-5取消理-show 4-2-3取消理-show 4-2-2 認定-show 4-2 認定取消-show</p> <p><input type="radio"/> 認定取消しはなかった</p>
<p>4-2 認定取消し理由と事業者数</p>	<p>「2024年度」の認定取消して、取消し理由として該当の事業者数を記載してください。</p> <p>① 事業者から取消しの申請があった： <input type="text"/> 社（事業者）</p> <p>② 分別管理が不適切： <input type="text"/> 社（事業者）</p> <p>③ 証明書等の書類の記載が不適切： <input type="text"/> 社（事業者）</p> <p>④ 書類の保管管理が不適切： <input type="text"/> 社（事業者）</p> <p>⑤ 取扱実績が報告されない： <input type="text"/> 社（事業者）</p> <p>⑥ 認定料等の未払い： <input type="text"/> 社（事業者）</p> <p>⑦ 解散、廃業、事業撤退などを確認： <input type="text"/> 社（事業者）</p>

<p>5-1 新規認定の現地審査 (GHG対応認定を除く)</p>	<p>①「2024年度」に新規認定をした事業者数 (GHG対応認定を除く) ※ 該当の新規認定がない場合は「0」と記載してください。 新規認定の事業者： <input type="text"/> 社 (事業者)</p> <p>②「2024年度」の新規認定で現地審査をした事業者数 (GHG対応認定を除く) 新規認定で現地審査した事業者： <input type="text"/> 社 (事業者)</p> <p>③ 新規の認定で現地審査を実施する、または実施しない判断基準 (理由) があれば記載してください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>
<p>5-2 更新認定の現地審査 (GHG対応認定を除く)</p>	<p>①「2024年度」に更新(継続)認定をした事業者数 ※ 該当の更新(継続)認定がない場合は「0」と記載してください。 更新(継続)の認定事業者： <input type="text"/> 社 (事業者)</p> <p>②「2024年度」の更新(継続)の認定で現地審査をした事業者数 現地審査の実施： <input type="text"/> 社 (事業者)</p> <p>③ 更新(継続)の認定で現地審査を実施する、または実施しない判断基準 (理由) があれば記載してください</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>
<p>6-1 認定料の徴収 (GHG対応認定を除く)</p>	<p>認定において徴収している金額を記載してください。 ※ 徴収していない場合は「0」と記載してください。会員外などで認定を受付けていない場合は「空白」としてください。</p> <p>① 新規の認定料 (GHG対応認定を除く) 会 員 : <input type="text"/> 円/認定1件当たり 会員以外 : <input type="text"/> 円/認定1件当たり</p> <p>② GHG対応認定の新規の認定料 会 員 : <input type="text"/> 円/認定1件当たり 会員以外 : <input type="text"/> 円/認定1件当たり</p> <p>③ 年間認定料など認定維持費(GHG対応認定を除く) 会 員 : <input type="text"/> 円/認定1件当たり (年間) 会員以外 : <input type="text"/> 円/認定1件当たり (年間)</p> <p>④ 再更新の認定料 (GHG対応認定を除く) 会 員 : <input type="text"/> 円/認定1件当たり 会員以外 : <input type="text"/> 円/認定1件当たり</p> <p><実費の請求>(GHG対応認定を除く) <input type="checkbox"/> ⑤ 認定等の事務に必要な人件費 (実費) の徴収をしている <input type="checkbox"/> ⑥ 認定等の事務に必要な旅費 (実費) を徴収している <input type="checkbox"/> ⑦ その他の実費を徴収している その他の認定で実費徴収をしている徴収内容を記載してください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>

6-2 認定料を求めている	<p>認定料を徴収しない理由を選択してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ① 認定料を徴収する規定がない</p> <p><input type="checkbox"/> ② 認定料を徴収したいが、徴収することが出来ない</p> <p><input type="checkbox"/> ③ その他</p> <p>以上の回答における徴収しない具体的な理由を記載してください。</p> <div data-bbox="592 533 1166 622" style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
7 質問、困りごと、意見、要望等	<div data-bbox="592 656 1166 1019" style="border: 1px solid black; height: 160px; width: 100%;"></div>

内容確認画面へ

2 講習会の講習資料

令和7（2025）年度の認定団体講習会において当協会が提供した資料等は次のとおり。

(1) 認定団体講習会の案内

2025年6月26日

木質バイオマス証明ガイドライン
認定団体 御中

（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会
会長 酒井 秀夫


**「発電利用に供する木質バイオマス証明ガイドライン」の運用に関する
認定団体向け講習会のお知らせ**

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より、弊協会の事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、弊協会では、「バイオマス証明ガイドライン」の適切な運用に向け、認定団体による認定事業者に対する支援が適切かつ十分に行われるよう、認定団体を対象とした講習会を下記のとおり開催しますので、ご案内申し上げます。
また、本講習会では昨年度から導入されたライフサイクル GHG の情報伝達等についても説明したいと考えていますので、その取組状況などについての事前アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 講習会

- 説明内容 (1) FIT/FIP 制度と証明ガイドラインの概要
(2) 認定団体の責任と役割
(3) 認定事業者への説明のポイント、認定事業者研修の方法
(4) 認定団体での取り組み事例
- 開催日時 2025年8月5日（火）13時30分から16時まで
- 開催方法 WEB（Teams 使用予定）
- 費用 参加費は無料
- 受講対象者 受講は、認定団体の担当者に限らせていただきます。また、アンケート集計の都合もあるため、申込みは1団体1申込みにまとめるようお願いいたします。
- 申込方法 **7月25日（金）**までにスマホ又はパソコンにより、次の回答様式（formzu）の URL 又は QR コードからアクセスをしてお申込みください。


<https://ws.formzu.net/dist/S52182993/>

※ お申し込み後に Teams のアクセス及び資料の入手方法をお知らせします。
（8月1日までに通知予定）

- **お願い** 参加申込み様式には、事前アンケート調査の回答も含まれていますので、講習会に**不参加の場合も回答をお願いします。**

2 事前アンケート調査

講習会での説明のため、昨年4月から始まったバイオマス証明におけるライフサイクルGHGの情報伝達等に関する対応状況を照会させていただきます。

- **回答方法** アンケートは講習会への参加申込みと一緒にでの回答となっています。上記1の「**■申込方法**」により、講習会参加のお知らせとあわせて回答をお願いします。

3 研修会等への支援に関するご希望について

研修会開催など認定事業者への支援や指導は、各認定団体が中心となり実施いただくことを基本に考えております。その際、地域の事情などにより幣協会からの支援（職員派遣等）をご希望される場合は、電話・メールにより早めにお知らせください。なお、希望者多数などによりお応えできない場合があることについてご理解願います。

<担当>

〒110-0016 東京都台東区台東三丁目12番5号604

TEL：03-5817-8491 FAX：03-5817-8492

E-mail：guideline@jwba.or.jp

担当：高橋晋一、高橋郁成

(2) 認定団体講習会の次第

2025年8月5日(火)
14:00~16:00
Web(Teams)開催

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の 運用に関する 認定団体向け 2025 講習会

(次 第)

- 1 FIT/FIP 制度と木質バイオマス証明ガイドラインの概要、認定団体の責任と役割

林野庁林政部木材利用課
木質バイオマス推進班担当 課長補佐 本山 淳一 様

(資料1) 木質バイオマス証明ガイドラインの適切な運用等について

- 2 認定団体での運用と認定事業者への説明方法 (適切な証明書と分別管理)

一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会
専門調査員 高橋 晋一

(資料2) 木質バイオマス証明ガイドラインの運用等について
～認定団体の皆様へ

(資料3) 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用について (適切な分別管理と証明書の発行)

- 3 認定団体での取り組み事例

鳥取県森林組合連合会
事業部長 古都 誠司 様

(資料4)

(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

(3) 認定団体講習会 資料 2

認定団体講習会の資料 1 及び資料 4 は、当協会ホームページにて公開

資料2

「木質バイオマス証明ガイドライン」の運用について

～ 認定団体の皆さまへ～

(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

2025.8.5

JWBA Proprietary

はじめに

- **木質バイオマス燃料の需給動向の把握**
 (一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会 (JWBA) は、四半期ごとに、FIT/FIP認定に関わる**燃料材の需給動向を調査**しています。燃料材へのニーズがこれまで以上に高まっており、発電所からは燃料材の確保が難しくなっているとの声が聞かれます。
 このため、燃料材供給関係者は、FIT/FIP制度の適正な運用を一層進めることが不可欠であり、認定団体の役割は、ますます大きくなっていきます。

<右図>は、最新の調査報告(概要)の抜粋 (JWBAのHPに掲載)
 本調査は、発電所や燃料供給事業者の協力により実施

燃料供給会社における燃料チップ用丸太の調達価格の推移【全国】

※各年度ごとに前1～4四半期を通じて当該国別に燃料供給会社を対象に集計しました。
 (年度により、価格で比較できない事業者があるため、年度別の価格比較はできないことにご注意ください。)

JWBA Proprietary 8

JWBA Proprietary 2

1 本講習会の趣旨と認定団体の役割



【講習会の趣旨】

バイオマス証明ガイドラインの適切な運用を図るため、認定団体が積極的に講習会を開催することにより、認定事業者の適正な業務運営が図られるようにします。

⇒ 制度の認識不足などによるガイドラインの不適切な運用の発生回避

【認定団体の役割】

燃料材取扱い事業者が、バイオマス証明ガイドラインに基づく業務を適正に行うことができることを認定（保証）します。

自主行動規範、事業者認定実施要領を策定・公開し、信頼性を確実なものとしします。

- ① 事業者の認定、更新の審査、事業実施状況（書類、現地）の確認など
- ② 関係情報公開（自主行動規範、認定要領、認定した事業者、取扱実績とりまとめ等）
- ③ フォローアップ（適切な分別管理と証明書作成の支援・指導、相談対応など）

2 認定団体が留意すべき事項（認定時等）



認定審査や現地確認に際して形式的な認定とならないよう、下記事項に留意して支援や指導を実施しましょう。

1 申請内容は妥当性、フォローアップ

認定時、認定後も申請内容との整合を確認してください。
（申請図面と現地での分別管理など）

2 バイオマス証明書

実際の証明書により必要事項など記載内容を確認してください。
必要な添付書類の有無、書類の保管・整理状況の確認も必要です。
⇒ まとめての証明は不適當です。

3 取扱実績の報告

毎年、認定事業者から報告を受けて、その内容の妥当性を確認してください。

⇒ 報告のない事業者の認定継続は適當ではありません。

3 認定団体が留意すべき事項（公表時）



認定団体は、所定事項の公表を行うこととされています。

1 公表すべき項目

① 自主行動規範、② 認定実施要領、③ 認定した事業者（取り消しを含む）、④ 取扱実績報告の取りまとめ

⇒ 認定事業者、取扱実績報告等の実績がない場合でも、その旨の公表が必要

2 公表の方法

事務所内の掲示ではなく認定団体のHP掲載など、第三者が容易に確認できる方法で公表します。

なお、木材の合法性の認定の公表をもって、バイオマス証明関係の公表したことにはなりません。

3 認定番号

GHG基準への対応が可能な事業者として同認定を受けたことが分かる「記番号」とする必要があります。また、この「記番号」が木材の合法性等の認定番号と混同されないよう配慮が必要です。

4 最近の認定団体アンケート調査



- 2023年度 実態調査（138認定団体に依頼し、136団体から回答）
 - 1 認定団体の体制、認定の規模や業種など
 - 2 認定団体における情報公開
 - 3 認定事業者への支援や指導の実施状況（2022年度）
 - 4 認定費用ほか
- 2024年度 講習会事前調査（140認定団体に依頼し、106団体から回答）
 - 1 2023年度の認定状況
 - 2 認定団体における情報公開（取扱実績の取りまとめ）
 - 3 認定事業者への支援や指導の実施状況（2023年度）
 - 4 GHG情報伝達の取組状況
- 2025年度 講習会事前調査（141認定団体に依頼し、128団体から回答）
 - 1 GHG認定の対応状況
- 2025年度 実態調査
 - ※ 2023年度の内容と同様の調査を予定

5 2025年度講習会事前アンケート（認定団体の対応）



● 認定団体におけるGHG対応

- 1 認定事業者等へのGHG関係の情報提供
- 2 GHG基準対応の認定が必要な事業者の有無の確認
- 3 自主行動規範、認定要領の早期改訂と公表
- 4 GHG基準での事業者の認定（既認定者もGHG認定が必要）と公表

当協会では、GHG基準の対応に関する解説書「木質バイオマス発電に係るライフサイクルGHGに関する基準の適用制度について」を作成・公開しています。

<https://jwba.or.jp/activity/biomass-manifest-guideline/>

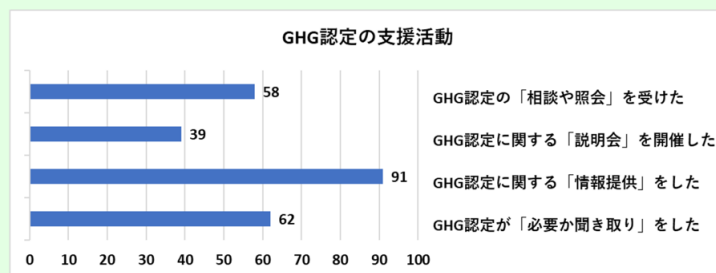
6 2025年度講習会事前アンケート（認定団体の取組み状況）①



注意：以下に示す調査の集計結果は、速報であり、今後の修正されることがあります。

1 GHG対応への認定団体の支援状況

91団体が既に情報提供（71%）

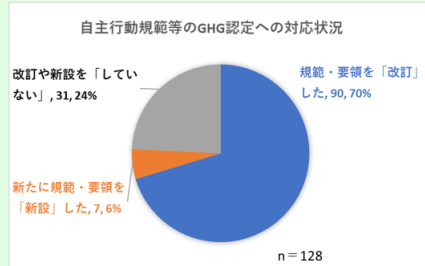


7 2025年度講習会事前アンケート(認定団体のGHG対応状況)②



2 自主行動規範、認定実施要領の改訂等

97団体が改訂等対応済み (76%)



未対応31のうち23団体が2025年度末までに対応予定。他に対応の予定なし12団体、又は未回答

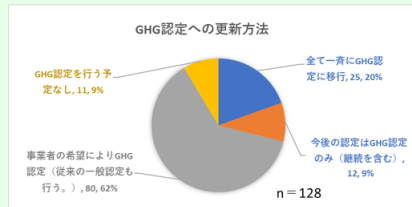


8 2025年度講習会事前アンケート(GHG認定への移行と認定)



3 既存認定のGHG認定への移行

全て一斉にGHG認定に移行: 25 認定団体 (20%)
 今後の認定はGHG認定のみ: 12 認定団体 (9%)
 事業者の希望によりGHG認定
 (従来の認定も行う) : 80 認定団体 (62%)
 GHG認定を行う予定なし : 11 認定団体 (9%)



4 GHG認定件数と公表

単位: 件

	認定件数	
	GHG認定とGHG認定以外 回答: 128認定団体	GHG認定のみ 回答: 40認定団体
伐採(発生)段階	5,215	629
流通・加工段階	2,410	431
合計:	7,625	1,060

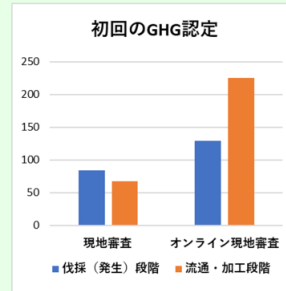
単位: 認定団体

GHG認定認定事業者の公表	
認定団体ホームページ	37
上記以外で公表	14
合計	51

5 GHG認定の初回審査

単位：件

	初回のGHG認定	
	現地審査	オンライン現地審査
伐採（発生）段階	84	129
流通・加工段階	67	225
合計：	151	354



6 新規認定料の設定



新規認定料は、**会員<会員以外、GHG認定以外<GHG認定の傾向**にあります。
 認定料の徴収をはじめたり、実態に合わせた値上げなどが増えています。また、審査等にかかる旅費等を別途請求している例もあります。

1 1 地域研修会の支援等



地域研修会については、これまで当協会が主導して説明を行うケースもありましたが、主催は認定団体であることを踏まえ、役割分担等をしながら、効果的な研修となるよう支援をしてまいります。

- 1 主催である地元団体は、開催趣旨や地域の課題等の説明願います。
- 2 一方、当協会は、研修資料の提供と補足説明（最新の情報、他地域の動き等）などに対応します。
- 3 単独の団体で開催するのではなく、地域の団体と共同開催することをご検討ください（都道府県庁や発電所、近隣の認定団体の参加などもご考慮ください。）。
- 4 個別相談には、主催と一緒に対応します。
- 5 研修会に合わせ主催者等との情報交換の場を設けてください。
- 6 研修会に合わせ認定事業者等の現地調査などサポートにも実施も考慮ください。

JWBA Proprietary



一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

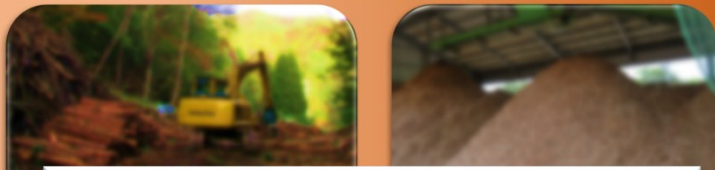
Mail mail@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>

(4) 認定団体講習会 資料3

資料3

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用について (適切な分別管理と証明書の発行)



主な説明

1. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT/FIP制度)
2. 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」
 - (1) 燃料材の由来区分の正しい理解
 - (2) 分別管理の徹底
 - (3) 適切な証明書の発行
3. ライフサイクルGHG情報伝達への対応

この資料は、認定団体の皆様が認定した事業者の方々への説明会等にお使いいただくことを目的として作成しました。
2025年8月
(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

1 制度の目的を理解して、上手に活用



(少し硬い話で恐縮です)

■ FIT/FIP制度：

資源エネルギー庁が所管する「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(略称：再エネ特措法)に基づく制度

<法の目的>

再生可能エネルギーの利用により、エネルギーの**安定的かつ適切な供給**の確保及び**環境への負荷の低減**を図るため、交付金(再エネ発電賦課金)による電力買取等によって、再生可能エネルギー源(電気エネルギー)の利用を促進し、**国際競争力の強化、産業の振興、地域の活性化、国民経済の健全な発展**に寄与

同庁の「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」において運用等を解説

■ 林野庁のガイドライン：

「**発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン**」

木質バイオマス**燃料の区分**とその**証明、取扱方法**などを記載、「木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A」などもあります。

1 制度の目的を理解して、上手に活用



(少し硬い話で恐縮です)

■ FIT/FIP制度：

資源エネルギー庁が所管する「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（略称：再エネ特措法）に基づく制度

<法の目的>

再生可能エネルギーの利用により、エネルギーの**安定的かつ適切な供給**の確保及び**環境への負荷の低減**を図るため、交付金（再エネ発電賦課金）による電力買取等によって、再生可能エネルギー源（電気エネルギー）の利用を促進し、**国際競争力の強化、産業の振興、地域の活性化、国民経済の健全な発展**に寄与

同庁の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」において運用等を解説

■ 林野庁のガイドライン：

「**発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン**」

木質バイオマス**燃料の区分**とその**証明、取扱方法**などを記載、「木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A」などもあります。

2 何よりも負担者（国民）の信用と信頼が不可欠



■ 再生可能エネルギー発電の買取価格（交付金）の原資は、すべての電気利用者（＝全国民）からの**賦課金**です。このため、調達価格区分に応じた、**分別管理**や**証明**など**適切な取り扱い**が求められます。

電力会社は法律に基づき、再生可能エネルギー発電事業者の申込みにより、定められた期間及び価格で電力を買い取る義務があります。

電気ご使用量のお知らせ		電料請求書	
ご使用場所	〒100-0001 東京都千代田区千代田	28年6月分	ご使用期間 28/01 - 28/06
28年7月分	ご使用期間 28/07 - 28/07 (31日)	ご契約種別	従量電灯B
ご使用量	215kWh	ご契約	30A
請求予定金額	5,167円	当月前示数	5890
うち消費税等相当額	382円	前月前示数	5675
基本料金	842円40銭	差	215
上乗せ料金		計器乗率(倍)	4.35
料-1段料金	2,342円40銭	計器番号(下3桁)	
料-2段料金	2,470円00銭		
料-3段料金	2,154円00銭		
料-4段料金	483円		
料-5段料金	54円00銭		
料-6段料金			
料-7段料金			
料-8段料金			
料-9段料金			
料-10段料金			
料-11段料金			
料-12段料金			
料-13段料金			
料-14段料金			
料-15段料金			
料-16段料金			
料-17段料金			
料-18段料金			
料-19段料金			
料-20段料金			
料-21段料金			
料-22段料金			
料-23段料金			
料-24段料金			
料-25段料金			
料-26段料金			
料-27段料金			
料-28段料金			
料-29段料金			
料-30段料金			
料-31段料金			
料-32段料金			
料-33段料金			
料-34段料金			
料-35段料金			
料-36段料金			
料-37段料金			
料-38段料金			
料-39段料金			
料-40段料金			
料-41段料金			
料-42段料金			
料-43段料金			
料-44段料金			
料-45段料金			
料-46段料金			
料-47段料金			
料-48段料金			
料-49段料金			
料-50段料金			
料-51段料金			
料-52段料金			
料-53段料金			
料-54段料金			
料-55段料金			
料-56段料金			
料-57段料金			
料-58段料金			
料-59段料金			
料-60段料金			
料-61段料金			
料-62段料金			
料-63段料金			
料-64段料金			
料-65段料金			
料-66段料金			
料-67段料金			
料-68段料金			
料-69段料金			
料-70段料金			
料-71段料金			
料-72段料金			
料-73段料金			
料-74段料金			
料-75段料金			
料-76段料金			
料-77段料金			
料-78段料金			
料-79段料金			
料-80段料金			
料-81段料金			
料-82段料金			
料-83段料金			
料-84段料金			
料-85段料金			
料-86段料金			
料-87段料金			
料-88段料金			
料-89段料金			
料-90段料金			
料-91段料金			
料-92段料金			
料-93段料金			
料-94段料金			
料-95段料金			
料-96段料金			
料-97段料金			
料-98段料金			
料-99段料金			
料-100段料金			

画像引用 (Ene Leaks URL: <http://eneleaks.com/?p=10842>)

3 こんな事例がありました



2019年10月に「剪定枝について、受入時に一般木質バイオマス証明がないにもかかわらず、チップ加工して出荷する際には、発電施設に対して一般木質バイオマス証明を添付していた」とするチップ加工事業者が**認定取消し**となりました。
 (当該事業者については、2017年度にも同様の不適正処理が発覚し、認定団体による緊急指導も実施されました。その後も改善が図られなかったことから取消されたとのことです。)

- ・再生可能エネルギーへの関心が高まっています。このため、FIT/FIP制度に関する不正の疑いが生じると、厳しく報道されることがあります。
- ・特に木質バイオマス証明ガイドラインの運用は、買取価格に直結する話であり、厳格な運用が求められます。**不正などが明らかとなった場合、発電事業者が処分され、電力会社から該当の電力買取費の返還を求められる可能性があります。**
- ・発電所の建設や運用には多額の費用がかかっており、上記の事態が発生すると、その瑕疵や過失が関係事業者にあるとされた場合には、**発電事業者から関係者に対して損害賠償請求などが行われる可能性があります。**

4 燃料の調達区分を正しく理解しよう



「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関するガイドライン」による燃料の由来区分

由来の生育地の由来		流通・製造過程		直接燃料に加工		製材等残材
		間伐	主伐	間伐	主伐	
国産材	森林	国有林	■	■	■	
	由来	民有林	■	■		
		保安林又は経営計画 保安林外かつ経営計画外	■	■		
	森林以外・工事支障木など	■	■			
輸入材		■	■	■	■	

「間伐」
伐採率が35%以下、かつ伐採年度から起算しておおむね5年後に再びうっ閉することが確実に認められること

■ 間伐材等由来の木質バイオマス
 (国有林、保安林、経営計画、間伐)

■ 一般木質バイオマス

いずれも**発生段階からの証明書の連続**が必要です。そうでなければ「**建設資材廃棄物**」と同じ扱いとなります。

調達区分による売電価格

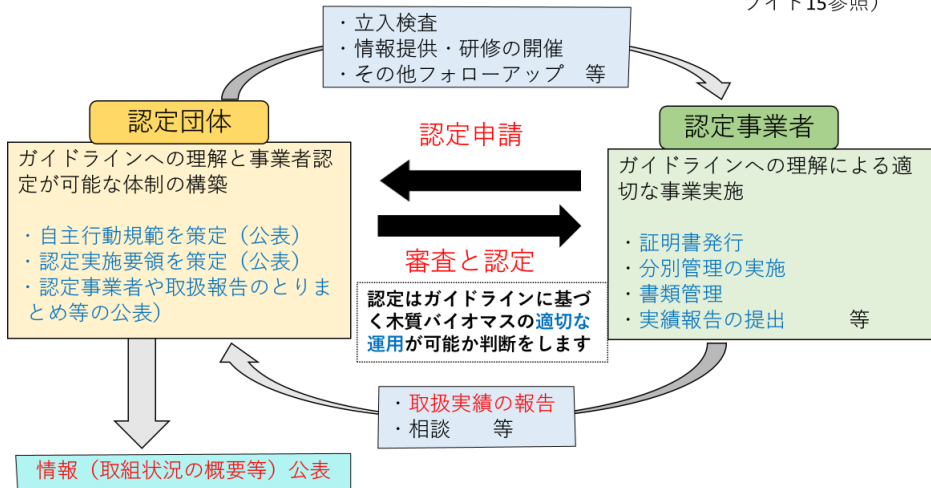
調達区分	1kWhあたり調達価格(税抜)	調達期間			
			2014年度以前	2015~2017年度	2018年度~2023年度
間伐材等由来	2千kW以上	20年間	32円		
	2千kW未満		40円		
一般木質バイオマス	2万kW以上	20年間	24円		
	1万kW以上 2万kW未満		※2万kW以上のみ 2017年10月からは21円		
	1万kW未満		13円		
建設資材廃棄物			13円		

5 燃料区分の証明は、認定を受けることが必要



証明書の発行には**認定を受けることが必要**です

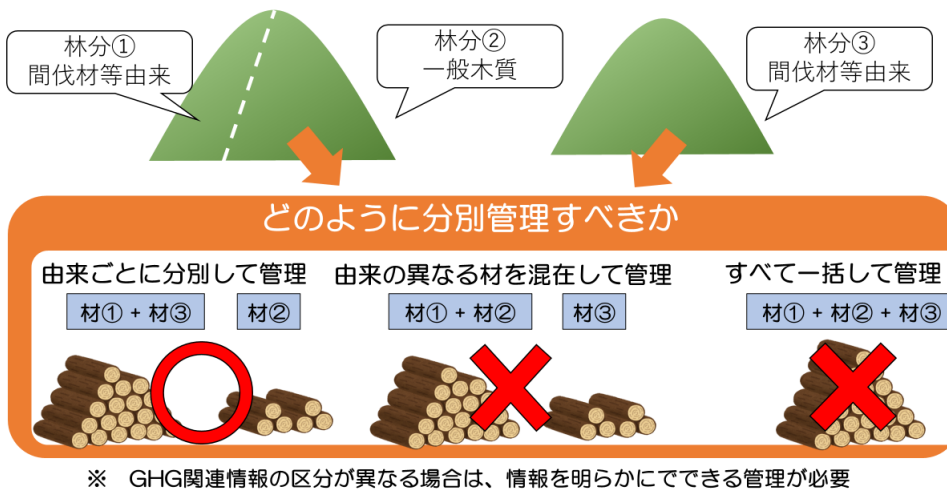
※ 剪定枝など条件によって例外あり（スライド15参照）



6 分別管理が不可欠となります



● 重要なポイントは、異なる由来区分（異なるLC-GHG情報区分）の燃料材等を**一緒にしない**こと。



7 分別管理 ～保管場所での表示～



異なる区分の木質バイオマスを**明確に分ける**。また、**第三者から見ても分別されている**ことが明らかな状態にする（表示が重要）。




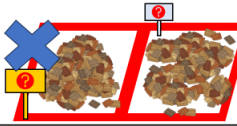


JWBA Proprietary

8

8 分別管理の具体例 ～チップ加工場～



業種	判別	実例
チップ加工業者	○	保管区域を物理的に分け、表示している (混ざらないようになっている) 
	○	置き場所を区分し、明示している 
	○	期間ごとに使用する木材の区分を決めて、 期間中は異なる区分の木材を取り扱わない (期間中は該当区分を看板等で明示) 
	×	区画ごとに分けているが、表示がされていない (第三者からは、由来がわからない) 
	×	比率で管理している

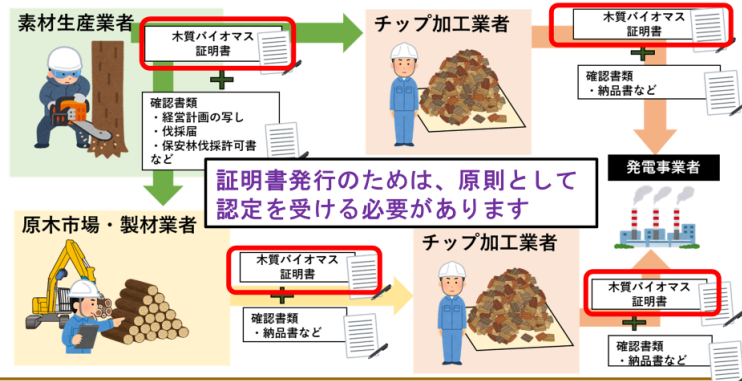
JWBA Proprietary

9

9 木質バイオマスの由来区分の証明書



燃料材（丸太やチップ）を見ても、由来・区分はわかりません。このため、「バイオマス証明ガイドライン」による証明が必要となります。
伐採から、加工・流通の各段階において、切れ目なく証明されることによって、発電所で該当する由来区分による燃料材としての取扱いが可能となります。



JWBA Proprietary

10

10 証明書に記載すべき事項



証明書では、木材の由来区分と分別管理の適切な実施を証明することが求められます。あわせて、GHG関連情報が必要な発電所にて利用される燃料材の証明書には、LC-GHG関連情報の記載が求められます。

証明書に記載すべき項目は、次の表のとおりです。証明書の様式は、バイオマス証明ガイドラインの本文の別記（記載例）をご確認ください。

取扱段階	記載事項
各段階で共通	<ul style="list-style-type: none"> 👉 認定番号 👉 宛先（販売先） 👉 木質バイオマスの区分 👉 数量 👉 樹種 👉 GHG関連情報
伐採段階 （上記共通に加えて）	<ul style="list-style-type: none"> 👉 出材された場所等（添付書類と一致すること） 👉 由来を確認するための書類（写）を添付
法令手続きが必要のない 木材などの発生段階	<ul style="list-style-type: none"> 👉 物件名（剪定枝、街路樹、河道内樹木などの種類） 👉 発生場所（伐採箇所など）

JWBA Proprietary

11

11 証明書に添付すべき書類



伐採段階については、由来区分を確認するための書類（写）の添付が必要です。

必要な添付書類

区分	添付書類
間伐材等由来 バイオマス (伐採段階)	森林経営計画認定書、伐採届、 保安林内間伐届出書、 保安林内立木伐採届出書、 保安林内立木伐採許可決定通知書 森林管理署等との売買契約書 など
一般木質 バイオマス	伐採届、各種請負契約書や所有者等の確認書、 法令による伐採の手続きが不要な立木：所有者又は伐採者、ダム等の管理者（流木）による由来の証明書 など

12 証明書の様式＜伐採段階から＞



別紙1 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例
例1 民有林からの出材の場合

令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○ (販売先) 殿 ○ 素材生産事業者
認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）
2. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3. 物件（森林）所在地
4. 樹種
5. 数量
6. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
 - (1) 原料区分
 林地残材等
 その他伐採木
 - (2) 原料輸送区分
 トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上
 10t車以上 20t車以上
 輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
 100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。
また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林

届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。
ただし、林野庁作成の「発電利用に係る木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」2（1）①の除伐により生じた木質バイオマスについては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。
GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「[] km」）が可能。
内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。
その他GHG関連情報の内容については必要に応じた追加（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 本様式の証明書の作成に加え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。
GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採後 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

6 は、LC-GHG関係情報の記載です。
選択肢でなく、該当区分や実数値の記載でも可

1 3 証明書の様式〈加工・流通段階から〉



別紙2-1 加工・流通段階における間伐材等由来の本質バイオマスの証明書の記載事項例

番号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の本質バイオマス証明

〇〇 殿
(販売先)

〇〇チップ製造事業者
認定番号

下記の物件は、全て間伐材等由来の本質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量

3. GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分
チップ加工
ペレット加工 (乾燥に化石燃料利用)
ペレット加工 (乾燥にバイオマス利用)

(3) 製品輸送区分
 トラック最大積載量: 1t車以上 2t車以上 4t車以上
10t車以上 20t車以上
 輸送距離: 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報 (3) 製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位 (切り上げ) の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載 (例えば、250km以下、350km以下など) や10km単位での数値記入欄の設定 (例えば、「() 0km」) が可能。
 内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離 (10km単位 (切り上げ)) と積荷状況の区分 (「空荷の積荷を食む」又は「往路のみ」) を追加記載する。
 その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除 (例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など) が可能。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報 (間伐材等由来の本質バイオマスであること等) を追加記載することで証明書とすることも可能。

3は、LC-GHG関係情報の記載です。
 (1)の原料区分や原料輸送区分は、受け取った証明書を参考に記載します。
 また、選択肢は、該当区分や自数値等の直接の記載でも可

1 4 証明書発行の注意点



証明書の発行は、実際に分別管理を行う事業者

証明書を発行するのは、実際に分別管理を行う事業者です。
 実際に現地で分別を確認することのない元請けや、書類上で仲介のみをする商社等が証明書を発行することは適当ではありません。

※ 1つの施業地において、複数の事業者に伐採を委託する場合に、1つの確認書類 (伐採届出等) から複数の証明書が発行され煩雑となります。このため、全ての事業者が認定を受けていることを前提として、委託元が一括して証明書を発行することも可能です。その場合に委託元は、現場の確認などを行うとともに、証明書発行 (分別管理) の責任を負うこととなります。

納入ごとの証明が必要

ガイドラインには、証明は「納入ごと」とされており、**納入ごとの証明が必要**です。
 このため、月単位などまとめた証明は認められていません。特に後日まとめた場合は、証明のない燃料材を使ったこととなってしまいます。

15 証明書発行の注意点



運搬のみを担う事業者

加工を伴わず、**運搬のみを請け負う事業者**は、由来の混在が想定されない場合には、証明書の発行は不要であり、**認定事業者である必要はありません**。ただし、複数の事業地を経由する可能性がある場合など、由来が混在する可能性が生じる場合には**事業者認定を受け、証明書を発行する必要があります**。

伐採届などの手続きが不要な木材

法令による伐採の手続きが不要な場合（屋敷林、剪定枝、ダム流木など）については、**所有者自らや伐採者が由来の証明書を作成し、販売先に交付することで証明をすることができます**。この場合、**証明書の発行において事業者認定は不要**です。

※「伐採を行う者」が木質バイオマスの伐採・剪定を行う造園事業者等で、**一般木質バイオマスとそれ以外の由来区分の木質バイオマスを扱う可能性がある場合には、分別管理を適切に行えることを担保するため、事業者認定を受ける必要があります**。

また、木質バイオマスを**集荷・加工**する可能性がある場合も分別管理をする必要があり、**事業者認定を受ける必要があります**。

※法令による伐採の手続きが不要な場合であっても、**LC-GHG関連情報を含む証明書を発行する場合には、事業者認定を受ける必要があります**。

16 証明書の工夫事例（納品書の活用）



納品書とトラックスケール計量票を合わせて証明書とする例です。出材側と受け手側での計量票のやりとりが必要ですが、納品書の追記と計量票で証明書に必要な項目を全てカバーすることができます。

事前に共通事項等が記載された納品書を何枚か複写し所持した上で、納入ごとの必要最低限となる事項を納品書に追加記載する。同時に計量票を添付して証明書として発行する。

認定団体も交えて関係者で事前相談してください

納品書（証明書）		日付
納入先	認定番号	(添付する)
	事業者名	
下記の通り証明します。		計量票
由来区分：		日付
伐採箇所：		数量：
数量：計量票のとおり		
樹種：		
原料区分：		
トラック最大積載量：		
輸送距離：		
担当者サイン		

17 証明書の工夫事例（計量票の活用）



計量票に必要な事項を記載し証明書とする。なお、伐採箇所などの共通事項は事前に一括で通知して、事前通知の共通の簡略コード（番号や略号）を計量票にも記載する。

一括まとめて（事前に提出）

事前通知書

通知記番号

日付

納入先名

認定番号

納入事業者名

下記の通り施業することを通知します。

由来区分：〇〇
（間伐材等由来の場合、木質バイオマスの種類）

伐採箇所：施業地A

伐採面積：〇〇

予定数量：〇〇

主な樹種：〇〇

原料区分：林地残材 など

輸送距離：〇〇

【注意】
証明書から通知書の内容を特定できなければならない

（施業予定の「事前通知書」ごとの番号等によるリンク）

【重要】納入者の証明として記載（ゴム印などで必要な記載を加えることも可）

（納入ごと）

計量票（トラックスケール）

計量票（証明書）

日付

会社名：〇〇

数量：〇〇 t

区分：間伐材等

トラック最大積載量、距離：〇〇 t 車以上、〇 km

以上の木材は上記区分の由来であり、適切に分別管理されていることを証明します。

〔認定番号〕

担当者サイン 〇〇〇〇

通知書の（記番号）

18 証明書の保管



- ◆ 発行及び受領した「証明書及び添付書類」は、5年間の保管が必要です。
- ◆ すぐに確認できるように整理した上で保管することが求められています。（一覧表を作成して、証明書の発行順、交付先などの一定基準で整理をして保管しておくといでしょう。）
- ◆ 電子データによる保管
 - (1) 文字の判読に支障のない解像度で保存されていること
 - (2) ファイルやフォルダが整理されて、必要なファイルを速やかに特定できること
 - (3) 機器のトラブルが起きた場合にもバックアップ等によりデータが消失しないこと（5年間）

19 ライフサイクルGHG情報伝達への対応



●目的：

バイオマス発電における温室効果ガス排出量を可視化

●対象：

令和4(2022)年度以降に発電量1,000 kW以上のFIT/FIPの

①計画認定又は②燃料計画の変更認定
を受けたバイオマス発電所

●スケジュール：

対象発電所は、2026年4月以降、LC-GHG伝達情報の記載された証明による燃料使用が必須

※ これ以前であっても、発電事業者の自主的取組としてLC-GHGを算定するために、当該情報を求められることがあります。

20 ライフサイクルGHG情報伝達への対応



まず、納入先（販売先）がLC-GHG対応を必要としているかを確認

認定事業者の対応（共通）

1 LC-GHG対応の事業者認定を受ける

2 LC-GHGに対応した分別管理と証明書の発行

(1) 伐採段階

① 原料区分：3区分のうち「林地残材等」又は「その他伐採木」

② 原料輸送区分：トラック最大積載量(5区分)・内航船、輸送距離

※ LC-GHG既定値の大きい区分にまとめることも可能

(2) 流通・加工段階

③ 原料区分 ①の区分情報又は「製材等残材」

④ 原料輸送区分 ②の情報

⑤ 加工区分：「チップ加工」又は「ペレット加工」

⑥ 製品輸送区分：トラック最大積載量(5区分)・内航船、輸送距離

※ 既定値の大きい区分にまとめること、重量按分の構成比記載も可能

■ 取扱実績の報告

認定事業者から認定団体への毎年の取扱実績の報告が必要です。仮に実績が無かったとしても「0」（ゼロ）又は「なし」として報告する必要があります。

- 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の認定は、バイオマスの認定とは異なります。認定団体により、合法性と同時に申請をして、バイオマス認定を受けられる場合があります。ただし、合法性の認定だけを受けていた場合は、バイオマス認定による証明は出来ません。

不明な点、疑問点、分からないこと、自信がないことは、証明ガイドライン、運営マニュアル等を確認して、まずは認定団体に相談してください。それでも不明な場合は、「当協会の相談窓口」などへの照会も可能です。ご照会の際には、認定事業者や認定団体のお考えもお聞かせください。

当協会の相談窓口は、以下からお願いします。

- ・ ホームページ上の問合せフォーム
- ・ URL : <https://jwba.or.jp/support/>



—連絡先—

〒110-0016
東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604
電話 03-5817-8491 FAX 03-5817-8492
Mail mail@jwba.or.jp
URL <https://www.jwba.or.jp/>

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用
に関する実態調」成果報告書

令和 8（2026）年 3 月発行

発行：（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

<http://www.jwba.or.jp>

〒110-0016

東京都台東区台東 3 丁目 12 番 5 号クラシックビル 604 号室

電話：03-5817-8491 FAX:03-5817-8492

Email：mail@jwba.or.jp

本書は、令和 7 年度「地域内エコシステム」リビングラボ事業により作成しました。